

平成18年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成18年12月13日(水曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 出席議員(34名)

議長 33番 田 中 之 繁 議員
副議長 19番 堀 江 英 一 議員
1番 宮 田 久 議員
2番 佐 藤 靖 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 岩 木 正 文 議員
5番 駒 津 喜 一 議員
6番 山 口 祐 司 議員
7番 日 根 野 正 敏 議員
8番 林 寿 和 議員
9番 木 戸 口 真 議員
10番 植 松 正 一 議員
11番 高 橋 伸 典 議員
12番 猿 谷 繁 明 議員
13番 黒 井 徹 議員
14番 渡 辺 宏 治 議員
15番 田 中 好 望 議員
16番 野 本 征 清 議員
17番 佐 藤 勝 議員
18番 谷 内 司 議員
20番 熊 谷 吉 正 議員
21番 渡 辺 正 尚 議員
23番 東 千 春 議員
24番 宗 片 浩 子 議員

25番 野々村 勝 議員
26番 中 野 秀 敏 議員
28番 村 端 利 克 議員
29番 川 村 正 彦 議員
30番 福 光 哲 夫 議員
31番 斉 藤 晃 議員
32番 武 田 利 昭 議員
34番 三 宅 幹 夫 議員
35番 小 野 寺 一 知 議員
36番 大 久 保 光 義 議員

1. 欠席議員(1名)

22番 栗 栖 賢 一 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊 藤 矩 康
書 記 間 所 勝
書 記 久 保 敏
書 記 佐 藤 葉 子
書 記 熊 谷 あ け み

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
助 役 小 室 勝 治 君
総務部長 石 王 和 行 君
生活福祉部長 山 内 豊 君
経済部長 手間本 剛 君
建設水道部長 松 尾 薫 君
福祉事務所長 中 西 薫 君
上下水道室長 関 下 富士夫 君
教育 長 藤 原 忠 君
教育 部長 今 裕 君

市立総合病院	佐藤健一	君
事務部長		
市立大学	中尾裕二	君
事務局長		
監査委員	森山良悦	君

○議長（田中之繁議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

16番 野本 征清 議員

17番 佐藤 勝 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

安全、安心な市民生活組織の構築について外1件を、宮田久議員。

○1番（宮田 久議員） お許しを議長からいただきましたので、これより先大きな項目2点、御質問をさせていただきます。

1点目は、安全、安心な市民の生活の組織の構築ということで御質問をさせていただくわけですが、私は風連町内を見ておりましたら、防災だとか生活の安全だとか交通安全だとか等々につきましては、非常に地域の住民の方が一生懸命やっています。行政よりも先に先にと企業の方、また個人の方が地域の安全を願っているような協力をしているわけでございます。特に風連の企業でヘリポートを持っている方がいます。私もたまたま前にヘリポートのプランニングをしたこともございまして、それは公共ヘリポートだったわけですが、この方は臨時のヘリポートを持って、この地域でいろんな問題があったときにその臨時のヘリポートを開放しております。ある意味では私もこのヘリポートの計画をしたときに非常に苦労したことがありますけれども、ヘリコプターというのは太陽さんが出て、日没までの運行になるわけです。その間は飛来できます。しかし、夜間になりましても緊急な方が出れば夜

間も飛ばざるを得ない。そのために企業の方は夜間照明まで準備され、この地域でいろんな事故があったときには必ずその対応をしているのが現状でございます。きょうは雨が降っております。ヘリコプターがその臨時のところにおりることがこういう場合はできるわけですが、といても雪というものがあります。それには常に地域の方が何かで緊急に、既にもう何回かそこに離発着されたとも聞いておりますけれども、そのためには除雪を常にしているということで、これは企業自身が非常に地域の安全のために、災害だとか急病が出たときにその対応に当たるために一生懸命なさっている姿があります。

また、子供のいろんな今事故等がある、そのためには風連の各学校では学校を中心として、老人の方まで出ていただいて、寒いこの冬に手をもみながら、子供の登下校の見守り隊ということで頑張っています。また、風連高等学校では不審者が出たということで少し騒ぎがありました。そんなときには地元のライオンズクラブはすぐその対応を急いで、ブザーというのですか、防犯ブザーを用意するようなことで迅速にそういうことは地域でやっているわけでございます。当然風連には110番の家がたくさんありまして、その家の方々は子供が通るたびに、元気か、何かあったら寄れよというような形でこういう活動というのは地道に地域の方が一生懸命やられているわけです。

私も少し企業の方に入ったこともございしますが、企業では常に安全大会ということは労働衛生法に基づいてきちんとやっているわけです。毎週、毎月、いろんな訓辞をしたり、またはそういう安全大会を年に1度、警察の方の交通安全の講話だとか、いろんな形でその大会を開催し、その社長が話することには交通事故を企業が起こさないということは社会に対する貢献だとも言っております。地域で何か事故があっても、それも未然に防ぐということが企業の社会貢献である

という社長のお話を聞いて、私は感動を得たわけでございます。

ところで一方、総合計画が今中間報告ということで行われております。その頭には市民と行政の協働のまちづくりをするのだと。2本目に、安心して健やかに暮らせるまちづくりをするのだと。これが5本柱のうちの1本、2本目でございます。そういうことの中から私が質問させていただきますのは、地域防災計画でございます。これは、災害基本法に基づいて上位計画としてつくらなければ、計画を樹立しなければならぬ条件下にあるわけです。しかし、いまだかつてそのものが、風連と名寄がそういう面においては心の合併、こういう計画の合併がなされていない。それが合併してもう8カ月過ぎても、その影すら見えません。前回の決算審査特別委員会で同僚議員が質問したときは年度内という御答弁がありましたけれども、本当にそういうぐあいにすき間をあけておいていいのかと。災害というものは、想定外のものが必ず来て災害ですから、その間のすき間というのはあってはならないわけです。そのためにもこの計画について今までどうしておかれているのか、ぜひ御答弁をいただきたいと思います。

次に、一般廃棄物の処理計画です。これも廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、これも上位計画であります。私はここで何でこの質問をしたか申し上げますと、一般廃棄物処理計画がまだ風連、名寄が統合された一本の形になっていないということに疑問を感じたと同時に、私は風連のある主婦のつぶやきを聞いて、どうしてもこの質問をしたかったわけです。合併しても余りいいことはないような気がする、しかしごみだけはねと言いました。風連のごみ処理場行きますと、テレビから電子レンジから、いわゆる家電法に基づくものがごろごろ出てくる。ある意味ではカラスのえきになるものもぼんぼん入ってくる。そういう中で、この一般廃棄物のごみを処理したということは、今からさかのぼること5年前ぐらいから風連町の

職員は一生懸命になって住民のところ歩きました。私も一度間違ったものを入れて、それを役場の職員に注意されました。ここまでやるのかと思うぐらい徹底してやったものです。ですから、そのごみ処理については非常に風連はすばらしくやっていると思います。しかし、一たんこういう計画もない、実際処理場や何か見ますと放置されたままであると。ですから、その奥さんはこれから分別が楽になりましたという嫌みと議員しっかりしろという激励を受けたような気がいたしました。ぜひ今なおこの計画がされていないということについても御説明をいただきたいと思います。

次に、生活安全及び交通安全でございますけれども、先ほど話ししましたように多くの方々は交通安全のことについて非常に認識を持っております。そういう形の中で、いまだこれについても本当に真に風連と名寄がひとつ一体になって、対策を組むよという計画が、また組織づくりがないということについて私もうなずけないわけでございます。

大きな2点目です。名寄市職員の安全衛生管理規則についてお伺いをしたいと思います。第1回定例会で職員の方が事故に遭う、私たち生きているものはそれを教訓にしなければならない。そのためにはいろんな検証をしていただく、どういう状況でどうだったのか。そして、それを一つの教科書にし、今後職員の方に二度とああいうことのないようにするために十分調査もされていると思いますので、そういう中身について御説明をいただきたいと思います。

以上でここでの御質問は終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） おはようございます。ただいま宮田議員の方から大きな項目で2点にわたっての御質問をいただきました。1点目の安全、安心な市民生活の構築についての1点目の地域防災計画につきましては私の方から、2点目の一般

廃棄物処理計画、3点目の生活安全及び交通安全については生活福祉部長から答弁をさせていただきます。また、大きな項目の2点目の名寄市職員安全衛生管理規則については私の方からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目の防災計画についてお答えをさせていただきます。名寄市地域防災計画は、旧名寄市と旧風連町のそれぞれの地域防災計画を統合する形で新たにつくり直すこととし、現在担当で原案づくりを進めておりまして、予定どおり今年度中に策定をいたしたいと考えております。それまでの間、計画が存在しないからといって防災対応ができなかったわけではございません。何度か起きた自然災害の際には職員が出動して、応急対策の実施や被害状況の把握など、しかるべく対応してまいりましたし、市民参加による水防訓練や防災訓練の実施、関係機関との連携や協議など、防災上必要な各種対応を行ってきております。

合併協定書が成立した時点から新市の計画づくりに着手していたら、新市誕生後速やかに計画を作成して、スタートできたのではないかとの御意見につきましては、確かにそうした考えも成り立つかと思われませんが、実際問題としては地域防災計画の作成主体となる名寄市防災会議の設置条例制定や同会議委員の委嘱、同会議の開催等は当然のことながら新市になってからでなければならぬわけございまして、そうした中で合併後1年かけて計画づくりを行うこととしたものでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の名寄市職員安全衛生管理規則についてお答えをさせていただきます。規則等の健康保持や交通安全の部分についてまずお答えをさせていただきますけれども、安全衛生管理規則に基づきまして職員の健康管理につきましては自身の意識高揚と疾病の早期発見、治療が何よりも必要と考えておりまして、現在共済組合の事業を利用して40歳以上の職員は毎年、30歳から40歳の職員については隔年の総合健診、人間ドック

を義務づけております。その受診率が旧風連町では90%超でございます。旧名寄市では80%超と100%までに至っておりませんが、受診日をスケジュール化する、また例月の課長会議や掲示板などを利用いたしまして受診促進を図るなどし、100%受診を目指し、指導しているところでもあります。また、総合健診受診の対象者以外の職員には毎年健康診断を実施しておりまして、30歳以下の職員、30歳から40歳までの総合健診の対象以外の職員並びに臨時嘱託職員については必要な者については事後の個別健康指導を実施してきているところであります。さらに、職員健康相談、健康チェックを今月の20日と22日に実施をして、生活習慣病の予防と早期発見に取り組んでいるところでもございます。

また、交通安全につきましては、何よりも運転者となる職員の意識啓発によるところが大きいと考え、安全衛生管理規則並びに名寄市公用自動車運行管理規程に基づき、機会あるごとに職員に対して安全運転の徹底を呼びかけているところでもございます。

次に、第1回定例会において御質問いただきました公務災害等に関する部分での職員の対応の部分でございます。この件につきましては、第1回定例会の中で小室助役の方からも答弁させていただき、その後公務災害認定申請の際に必要な旧風連町、現名寄市側として準備する書類として、一般的事項に関するもの及び災害発生状況に関するもの、災害発生前の勤務状況等の一部を準備し、御遺族からの申請があったときにはいつでも対応できる書類の整備をしている状況となっております。

いずれにいたしましても、公務災害認定の申請は5年の期間内ということですので、その期間内で遺族からのお申し出があれば、誠心誠意対応させてもらうよう取り組んで、書類の整備等に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 私からは、安全、安心な市民生活の構築についての2点目と3点目についてお答えをいたします。

初めに、2点目の一般廃棄物処理計画についてお答えをいたします。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、市町村は収集、運搬及び処分に関する基準等を定めた一般廃棄物処理計画をつくらなければならないとされており、旧名寄市では、平成13年12月に名寄市ごみ処理基本計画を策定し、目標年度を平成22年度と定め、一つとしてごみ排出量の削減目標、二つとしてリサイクル率の目標、三つとして減量処理率の削減目標をそれぞれ設定しております。旧風連町でも平成9年に風連一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成16年に見直し作業を進めていたところでございます。旧名寄市、旧風連町ともにそれぞれの計画に基づき目標達成に向けてさまざまな施策を行ってまいりましたが、今回の合併により両基本計画の一体化を図り、新名寄市としての一般廃棄物処理計画を策定しなければなりません。そのためには将来人口の推定、ごみ量の予測、ごみの組成など精査すべき事項が数多くありますが、ごみの排出、収集、運搬、処理、処分等の基本的な部分は統一されてございますので、早急に計画を策定したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目の生活安全及び交通安全についてお答えをいたします。名寄市生活安全条例では、市は市民の安全意識を高めるため、安全に関する情報を提供するとともに環境の整備等の対策に努めることが責務とされ、市民はみずからの生活の安全確保に努め、互いに協力し、地域の安全を確保する活動を推進することが責務とされております。生活安全については、市と市民が協力して、安全で住みよい地域社会を実現することが重要であります。新名寄市では、生活安全推進協議会を設置し、市民生活の安全に関する状況の把握、生

活安全対策等を協議していくこととしておりますが、旧風連町、旧名寄市における構成団体等が異なり、組織体制の決定に難しさもあり、現在協議会委員の構成について検討している状況でございます。新体制でのスタートができず、活動が停滞しておりますが、早急に組織を確立し、地域の生活安全推進に努めてまいります。

次に、交通安全ですが、平成18年5月に新名寄市として新たに交通安全運動推進委員会が組織されました。推進委員会の実行組織である交通安全指導員会も形を変えてスタートしており、関係機関、団体、町内会と連携を密にし、交通安全意識の高揚に努め、交通死亡事故抑止を目指して活動しているところでございます。また、各交通安全協会も一元化に向けた協議がなされておりますが、それぞれ活動等に歴史があることから、当分の間は単独での地域密着型の活動になると思われ、名寄市においては、交通事故のない安全、安心な社会を目指し、きめ細かい運動を展開していく考えでおります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） まず最初に、防災計画についての御答弁があったわけですが、この御答弁の中では計画書は要らないのだと、防災対策の対応はできないわけではない、そういう御答弁で、何かあったときには職員が出動して、今までは応急処置を十分やったのだと。だから、計画は要らないのだということには私はなり得ないと思う。

まず、これは名寄市と風連の洪水のハザードマップがあります。これは、既に名寄市の方が、これは平成15年ですからまだ合併していないうちにここに、ちゃんと図面にも書いてありますようにちょうど風連と名寄の境界の共和の地区の人が風連の中学校に避難してくださいよというものが書いてある。既にこういうものができていないとおかしいのです。市の職員だけが防災をやるとい

う話にはならない。あなたの言葉は過ぎていると思います、住民に対して。住民もこぞって、みんなでこのことをいろいろマップや何かつくったり、計画つくってやるということです。あなたの今の答弁でいくと、どちらかという計画書なくてもちゃんとやるよというがごとくここで御答弁いただいたのですけれども、本当にそういうことでのいいのですか。少なくともいろんな計画書をつくった中で、住民がこぞってやる、市の方々はサポート役をやる、主役は住民であるという、市民であるというコンセプトからいったら、どうしても今の発言については納得いかないのですけれども、何か説明ございますか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいまお答えをさせていただいた内容でございますけれども、私も計画書は必要でないとは言っておりません。一日も早く新市としてのそれらの計画があることは望ましいということで考えているところでございます。いずれにいたしましても、今年度中に策定をするということで鋭意協議会を立ち上げながら、その計画づくりに取り組んでいるところでございます。

今御質問にありました洪水ハザードマップの件でございますけれども、これも災害の対策基本法に基づいてでき上がっているものでございまして、現在それぞれそれらについても検討しているところでございまして、おおむねといましようか、現在ある基本法が変わらない限り、現在両市町で持っている洪水ハザードマップは生かしていこうと、このように考えておりまして、洪水ハザードマップの新たな作成ということは現在考えておりませんで、現在あるものを生かしていけるということで考えております。

また、計画書がないから災害の対応が迅速にできないというふうに私は認識しておりませんでして、春のタケノコの遭難騒ぎ等の中でもそれぞれの関係機関、消防署、警察署、または自衛隊等々

との連携の中で搜索活動をして、生命と財産を守るという観点でしっかり対応してきたというふうに認識をしておりますし、計画がなくてもこれまでの防災訓練なり、水防訓練を通じて、町内会の皆さんとも防災の意識を向上しながら取り組んでおりまして、計画がないからといって体制ができていないということではないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田久議員） 言葉の端を私は拾うのではなくて、基本的な概念なのです。この防災計画とかなんとかというものは、既にこういうものができていて、そして住民にも十分周知されて、そして住民と市とはともにやっていくというのが基本的なコンセプトだと。それはまずいいことにします。わかりました。もうつらいでしょう。

次に、この計画というのは、私の認識でいけば平成17年2月28日、これは旧風連町と旧名寄市がいわゆる新市をつくろうということで調印をしたわけです。そのときには既にもう今からいくと1年と8カ月以上も前の話です。このときに、合併協議をやるときに一番住民の安全、安心をねらうのであれば、もう既にこの時点でできて、例えば先ほどの車の安全の関係では、交通安全の推進の場合についてはもう既に18年5月に名寄市としてつくったりしています。ところが、この防災については、少なくとも1年8カ月、言わせてみればその前から合併と同時にこの論議はあったわけです。あったものが1年8カ月間今までできなくて、こういう計画書や何かというのができて、まだ市民の目にも何も触れていない。そういうことが本当にいいのかと。少なくとも1年8カ月という、言わせてみれば今回の時点からいくと8カ月経過しているわけですからけれども、それで本当にいいのかということをもう一回お尋ねします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 決していいとは私も

考えておりませんけれども、現在の状況の中では年度内に策定をするということで御理解をいただきまして、できるまでの間についてはきちっとしたこれまでの体制づくりに対してしっかりと対応してまいりたいということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） ぜひ住民に思いを寄せるのであれば、いわゆる災害対策基本法という法律下で上位計画であるということも再認識いただいて、早い時点で住民の方に安心していただくように計画を立て、そして説明会を行っていただきたいと思っております。

次に、一般廃棄物の処理計画ですけれども、これも当然のごとく今部長の方から説明あったとおりだと私も思います。ですので、ぜひこれも早い時点で、できれば年度内という、まさかこれは年はまたがないと思っておりますから、年度内にできるということで私は理解したいと思っておりますけれども、よろしいですか。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） ただいまの処理計画、年度内の策定ということで確認をされましたけれども、現状今一般廃棄物の減量等の推進審議会というものが条例の中で設置されるようになってございます。これも旧風連町、旧名寄市の組織の形態が若干違っているということで、委員の選出の選考作業をしているということであります。現状12月中に委員をまとめまして、そして1月下旬には審議会を開催したいということであります。この計画につきましては、総合計画の個別計画ということになるかと思っておりますけれども、総合計画の中での人口推計も2万8,000ということですのでほとんど推計をされてきているということでございますので、そうした基本目標といいますか、基本数値に基づいて、そうした計画を早急につくっていきいたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 次に、生活安全と交通安全ですけれども、確かに交通安全の協会がずっと統一されて、統合されるのには難しいかなと私自身も思っています。これはなぜかという、風連というのは非常に交通安全熱心でして、今から十数年前だと思っておりますけれども、これは多分全道でも全国でもないと思っておりますけれども、交通安全では風連は車のない方からもいわゆる負担金をちょうだいしてやっているという異例なところですから、これから即名寄と一緒にされるかなというのは非常に難しいものだなと思いましたがけれども、非常にそれも交通意識を持つ面では素晴らしいものが私はあると思っておりますので、ぜひそういうものをこういう関係機関と相談しながら、それがすべていいわけではないですけれども、何かいい方向でひとつ交通事故のない、いわゆる安全で安心な社会を目指していただきたいと思っております。御答弁は結構です。

次に、名寄市の職員安全衛生管理規則についてでございますけれども、前回私が質問させていただいた中心的なものは何かということ、そういう事故があったと。私も少しは経験ありますけれども、どこの職場でもそうなのです。一生懸命仕事やる人に一生懸命仕事が行くという、そういう悪い条件が、分散して仕事というのはやるべきだと思っておりますけれども、やれる人をお願いをします。それが一つは過重になったのではないのかというのが私の見方ですけれども、そういう形の中で少なくとも前の風連の町議会の中ではほとんど休暇もとっていない、休みもとっていない、それこそ自分の初孫生まれてもそばに行けなかったというような条件、そういうものもきちんと条件を整備されまして、それが一つは今度は名寄市の職員としてそういうことが二度とないようにするためにも調査をしてくれと。そういうことはどうなっているのかという質問をしたわけですがけれども、前回どおり奥さんの方から特別要望がないからという

ような御答弁のようにまず思います。

それと、もう一点目、先ほども話しましたがけれども、職員の健康管理についてはこれはもう法律で定められているわけですから、労働安全衛生法に基づいてそういうことをしなさいと、そして規則もつくりなさいよと。規則をつくったら、そのとおり職員の健康管理や何かをきちんとしなさい、今は特に精神的に疲れている方もいますので、そういうケアをしなさいよということだと私は思っています。そういう中で、そういうことが実際ここで言うと人間ドック行ったとか、そういう程度なのですけれども、実際企業側がやっていることというのはまだまだ深いところまでやっていません。これは、法のもとでは企業も行政の職員のものと同じだということですから、これは要望ですけれども、ぜひ職員に事故を起こさないためにもぜひともお願いしたい。

それで、ここでもう一つ、私が最後に聞きたいのは、今回も議会で問題になりましたように100・ゼロ、市が100悪い交通事故が3件もあって、そしてかなり小さい事故でもあるわけですが、そういうことでいわゆる安全運転管理者がいて、中心になってやるわけですが、そういう形の中で交通安全という認識、いろんな規定や何か設けて、罰則規定も設けているようですが、そういうものはただそれがあればいいということではなくて、常時そういうものを指導しなければならぬ。企業は徹底してやっています。ですから、今回たくさんの事故があったわけですから、少なくとも春以来そういうものは何回ぐらいやられたのか教えてください。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

まず、最初にお話のありました職場環境の保持等々につきまして、先ほど答弁の中でも詳しくは述べておりませんが、新市におきましても安全衛生委員会の規則に基づきまして実施をして

おります。これまでの取り組みの内容について若干お知らせをして、御理解をいただければなというふうに思います。現在の状況の中で、非常に複雑多様化する業務、社会環境の中で、メンタルヘルス的な部分での職員の状況がありまして、健康を害しているというふうな状況もありまして、これにつきましてはメンタルヘルスの講習会を実施をしております。全職員に対しまして実施をいたしました。それとあわせて、上川北部広域連合自治体においてもそれらを受けまして広域的にもそれらの研修会等に参加をして、認識を深めてきている状況にもございます。さらに、これは旧名寄市でございますけれども、それぞれ労安の中での全職場の、各職場の危険箇所等も含めて安全の総点検を実施をして、改善すべきものは改善しようということで、職場環境の美化から始まって危険箇所の総点検を実施をして対応している部分がございます。さらにまた、健康診断の受診率向上につきましては、先ほど申し上げましたけれども、受診率の100%向上を目指して各課でチェックカードをつくらうと。課長が持って、あなたは何日の日に人間ドックの日になっっていますよ、行きましたか、どうですかというチェックカードをつくらせてもらいまして、100%受診に向けての取り組みもしているところでございます。さらにまた、健康診断の検査項目につきましても職員の方から項目の追加が必要というようなことも労安の中で議論がされまして、それらを受けて対応している状況にもございます。さらにまた、喫煙、禁煙の部分でも職場環境、受動喫煙による健康ということで分煙室の設置と、十分とは言えないまでもそれらの環境保持に努めているところでございまして、今後も定期的に労安の中でそれらについての開催をしていこうということで確認をしているところでもございます。

それと、交通安全の運動につきましては、専決処分ということで事故の報告が一方向的に100対ゼロと、まさしく申し開きのできないような報告

を何件かさせていただいております、それにつきましても賞罰委員会の中で厳しく処分をするということで対応して、報告をさせていただいているところでもございます。これにつきましては、終わりのない交通安全運動という意識の中で、それぞれ市長、助役を初め、部次長会議、課長会議通じまして、事あるごとにこのことについては安全運転に心がけようと、事故は社会悪だということの意識の中でしっかり意識を持ってくださいよということで対応しているところでございますし、課長会議の後の課内会議におきましても必ず交通安全についてはみんなで安全運転に心がけましょうと。特に外勤をする職場については、だれということではなくて、かぎを持ったら、おい、気をつけろよと、この一声が事故防止につながるのだということで、かつて旧名寄市では課単位に交通安全運転サポーターシステムというのを作りまして、毎月担当者がかわって、その担当者の視点の中でチラシというのでしょうか、そういうものを出すだとか、いろいろな取り組みをしております、今後一層具体的に事故防止になるような取り組みをしていかなければならないということで考えているところでございます。

いずれにいたしましても、健康の部分と事故の部分については徹底した研修なり、指導というのが求められているなということで、管理職の責任の重さも感じているところでございます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 交通安全については、十分承知おきましたけれども、やるのだ、やるのだということではなくて、これは実績を伴っていただきたいのです。今後は100・ゼロのような事故がないように願うと同時に、ぜひ部長さんですから目標を定めて、報告してくれませんか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 目標を定めてということでありますけれども、それもまた一つの手段

かというふうに思いますし、徹底して日ごろ日常そのことを続けて言うということが大事なかなというふうに思っております、一過性の部分での内容にならないように継続をして取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 交通事故、これは市の職員は公僕であり、同時に社会に奉仕をする、その観点からいけば、絶対交通事故を起こしてはいけないわけです。そのことをお考えいただければ、私の質問は終わります。答弁は要りません。

○議長（田中之繁議員） 以上で宮田久議員の質問を終わります。

名寄市におけるいじめ問題について外3件を、岩木正文議員。

○4番（岩木正文議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

1点目、名寄市におけるいじめ問題についてお尋ね申し上げます。滝川市の小学6年生の女子児童の自殺や福岡県の男子中学2年生の自殺など、全国各地でいじめを苦にした自殺が相次いで、大きな社会問題となっております。私は、「品格」で今年の流行語大賞を受賞した藤原氏の「国家の品格」に感銘を受けた一人であります。いじめをなくしたければひきょうを教えよ、武士道精神の中にある弱者への思いやりを取り戻すことだと訴えております。江戸時代、会津藩の日新館が入学前の子供たちに唱えさせたおきてで、ひきょうな振る舞いをしてはなりません、弱い者をいじめてはなりませんなど7項目とならぬこととはならぬものですという結びの一文で構成されるおきてが今全国的に話題になり、教育関係者の視察が多く訪れているそうです。道徳教育は、きょう、あしたに結果が出ない百年の計ですが、取り組む必要性を再確認させられました。しかし、現実的にいじめを解決するには発見が第一であると考えま

す。江別市教育委員会が学校を通さずいじめ調査を行ったのを受け、北海道教育委員会もいじめ調査アンケートを無記名で自宅で記入し、郵送してもらうことを実施する方針であります。実態を把握することで解決への道を探ることだと考えます。名寄市として、いじめに対しどう対応し、対策を行っているのかお知らせ願います。

次に、今回のいじめ問題に関して名寄の教育委員各位は、教育委員会においてどのような問題解決に話し合いが持たれ、どう対処してきたのかお尋ね申し上げます。安倍総理は、今回のいじめ問題を踏まえ、各地教育委員会においてチェック機能を果たしていなかったという指摘を踏まえ、教育委員会の改革も教育再生会議で協議したいと述べましたが、名寄市においてはチェック機能は果たしていたのかお尋ね申し上げます。

次に、2点目、名寄の防災計画についてです。もしもの水害に備えて、平成15年に洪水ハザードマップを作成しました。100年に1回程度起こる大雨を想定してのものであります。前日の高橋議員の質問にもありましたが、本年5月10日から11日の低気圧及び融雪による水害、10月7日、8日の低気圧による名寄川の出水状況は、災害の少ないこの地でも現実であり得ると実感させられた人も多いと思います。集中豪雨は、1キロから2キロの範囲で起きて、気象データにもその雨雲がひっかかってこないそうです。名寄のような盆地の中心地には余り来なくて、その周りの山側が多いそうです。今回の名寄川の出水の状況を見ても本当にそうだと思っております。水害からの安心、安全の確保のため、一刻も早いサンルダムの本体着工を望む者の一人です。日本の人口の60%、資産の75%が洪水の起こるところに集中しているそうです。日本は、過去の歴史を見ますと、治水事業の成功により確実に災害の死者は減ってきております。近年の温暖化により、例年ですと台風は五、六個が日本に上陸するというのがここ数年は10個近くが日本に上陸し、それ

がだんだんと北上している現状もあります。治水はもういいだろうではいけません。昔につくられた堤防など、耐用年数を迎えるものがこれからどんどん出てきます。延命策は、各地の熱意で差が出ます。住民の安全を守るため、行政には足元での防災対策の再点検を改めて求めておきたいと思っております。

そこで、現在作成中の防災計画ですが、計画書は災害に対する対処を施したものでしょうが、職員に災害初動マニュアルがあるように、市民にもわかりやすい対処マニュアルの作成を求めたいと考えます。小学生やお年寄りにも理解できてこそ安全を守れると思っておりますが、その見解をお尋ねいたします。

次に、災害対策にぜひピクトグラム、図記号を利用して周知を図ることを提案したいと思います。ピクトグラムといいますのは、世界共通で有名なのは皆さんも御存じの非常口の図があります。だれが見てもここは非常口だよとわかる目に訴えるものでございます。特に洪水の避難場所は、災害の避難場所の学校等の45カ所とは違うわけですので、標識にピクトグラムを利用し、絶えず目に訴え、理解してもらうことがいざというときのために必要と考えますが、見解をお尋ねいたします。

3点目、全国的に新たな財源確保を目的に広報紙に有料広告を掲載したり、ホームページでのバナー広告を初め、市の資産を活用しての有料広告事業を実施する自治体がふえてきております。私が2年前にした一般質問の答弁で、自主財源の確保は考えていかななくてはならない時代であることは認識をしており、名寄市としても他市の反響などを参考に研究をしていくとのことでした。有料広告に対する名寄市としての考え方と、どのような取り組みを行ってきたのかをお知らせください。

最後、4点目、冬の公園利用についてお尋ねします。1区町内会の花園公園を駐車場としての利用をするとのことですが、これはどういう経緯のもとで行われることとなったのかお知らせください。

い。私は、青年会議所の活動の中で冬の公園を利用し、子供たちに雪と親しんでもらおうとミニ雪像やスノーランタンなどの行事を通し、公園利用を考えてきました。さらに、私の住む17区町内会の公園においては、雪中運動会を初め冬の公園の活動でホワイトマスターもいただきました。その後は冬になると雪山をつくり、西保育所の子供たちの雪遊び、近所の小学生がそりやチューブで楽しそうに冬と親しみ、遊んでおります。利雪・親雪の面からも、冬の公園の利用により子供たちにいかに開放するかを考えるのが大切であると思っております。冬は、雪との闘いであるのも理解できますが、町内で公園を雪捨て場にどうしてもこれが町内町民の意向であると、利用させてほしいという要望があれば許可するのでしょうか。公園管理条例に照らし合わせて、駐車場としての活用は可能なのかお尋ねし、この場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 大きな項目で4点にわたり御質問がありました。1点目は私から、2点目、3点目は総務部長が、4点目は建設水道部長からお答えいたします。

名寄市におけるいじめ問題についての小項目（1）の対応と対策についてでございます。御質問にありましており、最近いじめにかかわる児童生徒の自殺の問題が相次いで報告され、大きな社会問題となっております。報道等でも御承知のとおり、この間いじめにかかわる自殺予告文が多数郵送され、伊吹文部科学大臣や高橋北海道知事から子供たちに向けてお願いなどの緊急メッセージも出されております。名寄市教育委員会といたしましては、いじめ等の問題はどこにでも起こり得るものであることから、このことを重く受けとめ、名寄市内の全小中学校に職員を派遣し、危機感を持って実態の把握に努めてまいりました。いじめは、集団生活における人間関係の亀裂から発生してまいります。本来学校は人間関係における

さまざまな問題の克服を通して集団生活の基礎を培うとともに、子供一人一人の人格の形成を図り、円滑で安定した人間関係を構築する場でございます。このような観点から、今後も各学校においては日常のきめ細かな観察などを通して、いじめの問題が深刻化する前に早期発見と解決に努めるとともに、子供が安心して学習に打ち込める居場所づくりに取り組むよう、改めて指導を強化いたしました。

教育委員会としては、3年前より名寄市単費で中学校に心の教室相談員を配置し、思春期に差し加かった子供たちの悩み相談に対応してまいりました。あわせて新市移行に伴い教育相談センターを新たに開設して、子供や保護者のさまざまな相談に対応するとともに、特認校制度の活用などシステムの構築を図り、大きな成果を上げてまいりました。また、各学校には命を大切にする指導の徹底や日常における行動の観察記録から子供が発するサインをいち早く見つけるよう指導してきているところであり、またいじめなどが発生した場合には学校よりてんまつ書の提出とともに学校管理職による来庁相談を行い、学校組織として協力体制の中で保護者等との連携を図りながら、解決に努めるよう指導しており、多くの児童生徒の問題行動において保護者の理解を得ながら、解決に至ってきております。しかしながら、このいじめ問題は、子供たちの心に起因することありますから、再燃の危険性など事後のケア等が欠かせないところであります。教職員による日ごろからの子供への目配りが大切であり、カウンセリングの知識や技能が求められるところであります。

今後は大学との連携を進め、専門家の指導、助言を通して教職員のスキルアップを図るなど、これらの問題が未然に防げるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2の教育委員及び教育委員会のあり方についてお答えいたします。名寄市におきましては、教育委員会会議規則により月1回のいわ

ゆる定例会と必要に応じて招集できる臨時会が定められております。新市発足以降は、教育は比較的安定していることから、11月までに臨時会はロタウイルス発生時の1回だけの開催となっております。ただいまお話のありました全国的ないじめ問題等にかかわりましては、当市では実態調査の結果報道などに見られるような深刻な事態に陥っていないことから、11月開催の定例教育委員会会議におきましてこれまでの取り組みと今後の対応策などについて報告、協議をし、教員の資質の向上と加害者となるような行為の理解の深化となる意見をいただいております。

今後とも知、徳、体のバランスのとれた教育を推進するためにも個々の教育委員がみずからの資質を高め、事務局とともに教育委員会会議の活性化を図ることが大切であると考えております。あわせて教育委員は、これまでも入学式、卒業式はもとより運動会、学芸会などの学校行事や校内研修会、その他各種研修会への出席を通じて学校現場の実態把握に努めてまいりましたが、ただいまの御提言を踏まえ、今後とも引き続き学校教育、社会教育の分野にあらゆる機会に積極的にかかわりを深めることを通し、時代の潮流や保護者、地域の多様化するニーズに対応する主体的かつ積極的な教育行政が展開されるよう一層の努力をしてみたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 私の方からは、大きい項目の2点目の名寄市の防災計画、理解しやすい防災計画とピクトグラム導入についてお答えをさせていただきます。

現在担当の方では市民に理解しやすい地域防災計画になるよう努力しているところでもございます。計画作成後は、来年度におきまして市民の皆さんにより身近でポイントとなる防災情報を提供して、周知徹底を図るべく防災計画に基づいて市民向けの小冊子を作成して、全戸配布したいと考

えております。

また、岩木議員の方から御提言のありましたピクトグラムの導入についてでございますけれども、これにつきましては国際的に統一されたものも含めまして導入を図っていきたいと考えておりました、よりわかりやすい防災計画になるように今検討してまいるところでございます。

次に、広報やホームページに広告を掲載する有料広告に対する考え方についてお答えいたします。まず、広報紙に民間企業などの有料広告を掲載している市町村の現状ですが、平成17年度の全国調査では232団体、率にして12.1%、さらに18年度では275団体、15.1%に上っております。道内におきましては、札幌市を初め近隣では旭川市、深川市など10市9町が有料広告を掲載しております。また、ホームページに広告の画像を張って、広告主である企業のウェブサイトへリンクするバナー広告については、平成17年度の全国調査で104団体が広告を掲載しております。公共性の高い広報媒体に企業広告を掲載することで行政の中立性や公平性が確保できるのかといった意見が一部にあって、自治体としても積極的に取り組めなかった経緯がありましたが、行財政改革を急がなければならない今日的な状況から、歳入強化の一環として広告事業を取り入れる自治体がふえてきている現状を踏まえて、ここ数年の特徴であるチラシですとか封筒、納付書、領収書、パンフレットなどの各種印刷物や庁舎、または公共施設の壁、フェンス、玄関マット、公用車、掲示板、案内板など、公共施設などで広報媒体以外にも広告導入が進んでいる状況にあります。

名寄市におきましては、現在新行財政改革推進計画を策定中でございます。その中で多くの職員のアンケート調査を実施し、その意見、提言の中にも歳入確保の一つとして有料広告に対して導入をして、歳入確保を図ったらどうかという職員からの意見、提言もございました。今後につきましては、掲載基準、または広告料金等を検討し、有

料広告を導入する考えでおりまして、より一層歳入確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 4番目の冬の公園の利用についての御質問でございます。初めに、公園の駐車場利用の考え方についてお答えをさせていただきます。

冬の公園利用につきましては、名寄市のような多雪地域では大変大きな課題の一つであり、部内におきましても議論をしてみました。花園公園の近くには市立総合病院がありまして、冬期間は駐車場が狭くなることから路上駐車がふえまして、通院者を初め地域住民や病院周辺の交通に支障を来すなど、市民に迷惑をかけている状況でございます。この駐車場不足を少しでも緩和するために、花園公園、面積5,000平方メートルございますけれども、この大きさにかんがみまして、公園機能を失うことのない一部1,350平方メートルを冬期間に限り試行的に駐車場として利用したいと、そのように考えているものでございます。基本的には一般の公園利用者や市立総合病院の外来者が利用できる駐車場として考えておりまして、地域町内会の理解、安全利用のための日常管理、融雪後の管理など課題はありますけれども、広報等によりまして管理体制などを周知したいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、2点目の条例との兼ね合いについての御質問でございます。今回の試行につきましては、利用を病院外来者への駐車場として占用することでは条例に反することになりますけれども、一般の利用者も考慮し、公園管理者が便益施設として設置することにおきましては問題がないものと考えております。今後公園利用者を含めた恒常的な駐車場を検討する上で、駐車可能な圧雪、融雪時期、融雪後の対応など、利用期間、利用後の状況を調べる必要があると、このように考えておりま

す。花園公園のような面積的に大規模な街区公園はもとよりでございますが、そのほか市街地内の公園におきましても再整備の際や冬期間などは駐車場の設置など少しでも市民の皆さんが有効利用できる場となりますように検討をしていきたいと、このように考えているものでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） それでは、再質問に移らせていただきます。

まず、いじめの関係なのですが、総務文教常任委員会として適応指導教室、ハートダイヤルの現状を見せていただきました。もう既に昨年の件数を超えて、さらにそのことがマスコミに載って、ますます子供たちからの電話がふえているという現状がございます。そのとき私も言いましたが、それだけ子供が電話をしてくるということは救いを求めている、非常にありがたいことで、こういったハートダイヤルというものがどんどんと浸透して、その件において子供を救えることになれば非常にありがたいことだと思っております。しかし、ハートダイヤルにこれだけの件数が来ているという実情を踏まえますと、やっぱり人員を含め強化充実というものが必要となってくると思っております。その点に関するのと、そこに同時に教育相談センターというのがさらにあります。これの機能の中身はどうとらえているのか、まずお知らせください。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） ハートダイヤルの相談件数なのですが、確かにことし上半期でいきますと、昨年度の総数に匹敵するような相談件数が届いております。中身については軽重いろいろございますけれども、相談件数が大幅にふえているということは間違いございません。これにつきましては、今後来年度に向けて相談員をふやす、できればふやしたいと。今の体制では

やっぱり相談員さんにかなり無理がかかっているというふうに私ども考えておりますので、今後予算査定に向けて相談員体制、単純に人をふやすだけでなく、どういように1日の体制を組んでいくかというようなことも含めて今検討しているところでございます。

それから、教育相談センターですけれども、教育相談センターはさきに問題行動連携等に関する文科省のモデル事業がありました。その事業を引き継ぎまして、そのときに教育相談センター機能を充実しなければならないということで、以前は学校教育課でも教育についての電話相談等がございましたけれども、青少年センターの方に教育相談センターということで設けまして、相談機能をあちらの方で一括して担うという体制をことしの4月からとったところでございます。教育相談センターの機能といたしましては、今までもございましたハートダイヤル、それから適応指導教室とか問題行動を抱えている父母等の集まりであります父母懇談会、これについて教育相談センターの方で対応するというような中身になっております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） 相談員の増強を含め、今後来年度に向けて予算まで検討していただけるということですので、楽しみにしております。今後さらに機能を充実させ形あるものに、安心して子供たちが相談できる体制をさらにつくっていただければなと思っております。

それと、いじめなのですけれども、やはり幼稚園、保育所というのは余りいじめととられないですよ。何か暴力的、言葉的なことでやりますと、先生がすぐその場で大声を出してでもその生徒をしかる。ところが、それが小学校になると、なかなかそうはできない。来年度から特別支援教育が始まります。私が前にも質問しましたようにLDですとかADHD、そういったことがきっかけで、また新たないじめということが発生しては絶対ならないと思っておりますので、幼稚園、小

さい子たちのいじめをどうとらえているのかと、これはやはりその後いかに小学校と幼稚園、保育所が連携を強化するというのが重大なことになりますので、その件に関して考え方を伺っておきたいと思えます。

それと、もう一点、中学生になりますと携帯を持っている率が大幅に上がります。約三、四十%と言われておりますが、やはりその中で問題になっているのはメールによるいじめ。これは、姿が親も学校も見えませんが、私の知っている人の中でもきもいという、うざいという言葉が5回も6回も打たれたと。これは、非常に目に見えない形、そういったITを使った悪質なこともこれから考えられますので、そういったことに対する対応をどうとらえているのか。先ごろ行われました名寄市PTA連合研究大会で川村先生の御講演がありました。やはり携帯とかパーソナルコンピューター、買い与えたということはすべての情報や何かの開示を許可したというとらえ方を親はしていかなかったら、子供を守ることはできないというようなお話もありました。私もそうだと思います。やはり時間を制限するであるとか、新たな今の時代に合わせた考え方もあると思えますので、お願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） ただいま幼稚園、保育所との連携、これについての御質問だったと思えますけれども、幼稚園、保育所でももちろんいじめとは言わないかもわからないですけれども、そういうような問題はあるのではないかというふうには思っております。具体的にはどういようなものがあるかということにはちょっとわからないですけれども、当然子供の世界ですから、そういうようなことはあるのではないかとは思っております。ただ、そういうような幼稚園、保育所と小学校との連携等については、私どもも非常に大事だというふうに考えておまして、実際そういうような連携もやっております。幼稚園、保育所か

ら小学校に入学する子供たちは当然環境が変わってきます。生活のリズムも変わりますし、新しい人間関係もできるというふうなことで、このような状況の中で幼稚園、保育所にいた子供たちの状況がどういう状況だったのかというようなことは、幼稚園の先生方と小学校の担当者との間で資料等に基づいてある程度の引き継ぎなども的確に行われております。

今後もこういうような引き継ぎ、特に特別支援教育が始まるのですけれども、先ほども言いましたようにLDとかADHD、そういうおそれのあるような子供につきましては、小学校に入学してもいろいろやっぱり事前に情報がなかったら小学校の方でも対応が大変だというようなこともございまして、幼稚園、保育所とはそういうような面については緊密な連絡をとってございまして、これからのそういうようなことについては、幼稚園、保育所との連携を進めていきたい。また、小学校、それから中学校に入学するときにも小中学校の連携についてもより強化をしていきたいというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま中学生の携帯とか、あるいはパソコン等によるお話もございました。御案内のとおり、平成16年でしたか、佐世保市でインターネットのホームページへの書き込みからああいう殺人事件が起きたと、こういう痛ましい事故もございまして、その後私たちも大変危機感を覚えながら、情報機器、まさに光と影であります。そういう情報機器の利用についても指導を強めているところであります。例えばその一つの例としましては、これは道教委で作成したものでございますが、こういうパンフレットが各子供たちにも配布されてございます。こういう中で、インターネット等を利用する際のモラルの向上などにも努めているわけでございます。

先ほど幼稚園とか保育所等でもいじめがあるのではないかというお話もございました。こういう

子供たちが心身に受ける痛手というのは、発達段階に応じて随分変わってございます。したがって、これが小学校の高学年とか中学校になればなるほど心は過敏と申しますか、豊かになってくる反面受けとめ方も複雑になってくる。そういう点で、今言われているようないじめも非常に発生しやすい、そういう状況にございます。そういう中から、例えば学校でも今パソコンを導入しておりますが、名寄市教育委員会としては現在もフィルタリングをさせていただいております。それから、新たに小学校に導入するこのパソコンにおきましても基本的なフィルタリングは、例えば暴力とか性とか、あるいは出会い系とか、こういうものについてはしっかり教育委員会として基本的なことを定めてフィルタリングをしたいと思っておりますし、そのほかにやはり小学校ではふさわしくないけれども、中学校あたりではどうかなというものもあるわけで、こういう発達段階に応じたものは各学校も裁量の中でフィルタリングもしていく必要があるかなと、こう思ったりしているところであります。

それから、もう一つ、家庭でのあり方についても大変難しい部分を持っているのでございます。先日市P連の皆様がアンケート調査をいたしました。その結果によりますと、小学校で携帯電話を持っているのはおよそ9%、それから中学校では53%と、あらあらであります。こういう数字が出てございました。札幌でも同じような調査をいたしました。札幌では小学生が14%、中学生は55%、言ってみれば小学生は名寄がぐっと少ないのであります。中学生はほとんど同じような率で携帯電話を所有していると、こういうことでございまして、名寄ではもちろん学校では使用禁止ですので、子供たちは持ってきておりません。しかし、家庭における利用のあり方についてこのような事件が多発している中、改めてやはり学校を通し、あるいはPTAの研究会等を通して、しっかりと指導していかなければならないと。た

だいまの議員のお話のとおりでございます。しっかりと取り組んでまいりたいと、こう考えております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） このいじめ問題が起きたときに教育長は名寄市にもいじめはあるとおっしゃられて、その対策にいろいろと対応していただいていることは本当ありがたいと思います。しかし、今後のことを考えまして、やはり幼保、小さい子からの把握ということも十分行っていたら、これからに生かしていただければなと思っております。

それと、続きまして教育委員、教育委員会についてでございますが、名寄はチェック機能は果たしているというところからよろしいわけですね。その答弁がちょっとなかったようなので。大きな問題はないということをとらえていいのかなと思います。

先ほど今部長の方からいろんなところに参加し、やっているよというお話はありましたけれども、やはり教育委員というこの大切なあれを本当に5名がいいのか、これでは足りないのかわかりませんが、今回の市P連の大会にも参加者名簿に教育長、教育委員長を初め教育委員も一応参加だよと載っているのです。しかし、教育長と教育委員長のお話はありましたが、あの方はお見えになっていないと。こういうPTA、お父さん、お母さんと触れ合える場というのは1年に1回、こういうところしかないわけです。だから、学校現場の理解を研究大会を見ていなくて、授業を見てわかるだけでは私はどうも不足だと思います。やはり子育てしているそのお父さん、お母さんの気持ちも十分理解した上で教育委員会の中でそれを活用していかなかったら、どうもうまく機能しているとは私には思えないのです。教育委員会の会議録を見せていただきました。残念なことにまだ11月分のメインのいじめのできていませんでしたけれども、余り活発な発言があるようには

思えません。教育長からの報告を受ける会のようにとらえられても仕方ないのではないかなと思っております。

教育長は、教育委員会の役割ということとその研究大会でしっかりとしたかじ取り、アンテナを高くする、子供の居場所を持つ、学校が萎縮しないようにする、学校の中で切磋琢磨を行うこと、そして人は平等でないことを理解させる、これは教育長が9月に行われました日本教育新聞の北海道におけるセミナーで大変すばらしいことをおっしゃっています。本当私もそのとおりだと思います。現実の社会は非常に難しいのだよと、みんなと仲よくすることは当然だけれども、そこを教えるのも教育であると、私もそのとおりに思いますが、言葉はこれでしっかりとしたかじ取り、では何を行うのかというのが私どもには見えてこないのです。もっとやはり具体的な行動と教育委員、教育委員会の行いがあって、初めて一緒にこういった問題も考えているのだなというのがあると思うのです。すばらしい言葉よりもっと具体的な対応をやはり教育委員会として皆に知らしめる、先生方にも教えていくということが非常に大切だと考えておりますので、今の現状の教育委員会のあり方、教育委員のあり方で本当にいいのかどうか、教育長はどう思われているのか答弁お願いします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） まず最初に、私が市P連お話し申し上げたこと、これは保護者の皆様を対象でございましたので、具体的なお話までは、時間も少なかったということもございますが、避けさせていただいたところでございます。この学校としての取り組みとか教育委員会としての取り組み、あるいはその他今後心がけなければならないことについては、例えば校長会とか教頭会などを通して、きめ細かに指導という言葉が正しいかどうか、しっかりとお話を申し上げているところでございます。特に学校としての取り組み

で大切なことは、やはり一つは組織でございます。組織として機能化すること、このことについては学校で徹底してこれからも努めていかなければならない。ひとり担任だけが抱え込むことが絶対あってはならない、こういうことをしっかりと指示しているところでございますし、それから今大変いじめ問題が大きな社会的問題になってきている。こういう中で、ちょっとしたことですべていじめとして束ねてしまうことに私たちは大変教育委員会として危険を覚えているところでございます。これは、11月の教育委員会の中でも委員さんからも声がありました。何でもいじめとして束ねて、それがだめだめだめと言ってしまうと、学校では何もできなくなるのではないかと。したがって、日常の教育活動の中で起こり得ることは当然起きてもいい。問題は、それが深刻化しないことだとか、あるいは本当に人格を傷つけていないかどうかとか、こういうことをしっかりと検証すべきだということで、教員の資質の向上なども先ほど部長答弁しましたが、委員の中から御意見いただいたところでございます。

教育委員会が本当にチェック機能を果たしているかということでございますが、私たちは一応教育委員会の中では1カ月、定例会ですと1カ月ごとに開催されますので、1カ月の中の出来事をすべて報告させていただきます。それは、中身を詳しく言うかどうかは別にしまして、報告させていただいております。そして、その中で委員さんからこれについてはどういうことが具体的にあったのと聞かれたら、もちろんそこで詳しい説明はさせていただくという状況になっております。それから、私の行政報告では1カ月間の当面する、教育長として専決権をいただいておりますので、その専決にかかわって業務をなしたことについて逐次報告させていただいている。そして、もう一つは、そういう審議、協議、それから報告事項が終わった後、教育委員会の担当課長が全員出席しておりますので、担当課長と教育委員の皆さんと情報交

換をしております。こういう行事がこれから行われるとか、あるいは行われた、そういう中でこういうことがあったというような情報交換をさせていただいております。そういうこと自体は、やはりチェック機能として私は十分果たすだけの内容でないのかと、こう思っているところでございます。

委員の資質とかそういうことにつきましては、ちょっと私もなかなかここではお話しできない部分がございますので、そのほかにも旧名寄市ではそれぞれ分担して教育委員それぞれが研修テーマをつくって、教育委員会の審議事項など終わった後発表し合うシステムをつくっておりました。ちょっと合併後は、いろいろなほかの教育委員の案件事項も多いこともあって今のところ実施してませんが、こういうことも取り入れながら、やはり教育委員としてのさらに研修を深める、そんな場を教育委員会会議の中にも設けていきたいなと、こんなふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） よりよい教育委員会で、それがプラスになるような方向にぜひ導いていただきたいなと思います。

最後に教育関係で、各先生方本当に一生懸命頑張っています。やはり具体的に何をやるかということ、いじめの高橋知事だとかいろんな案内が来たときに、これはやはり親子で読み合いなさいであるとか、毎日来る学級通信を読書をやっているわけですから、子供に読んで聞かせてあげましょうと。しつこいようですが、心のノートの活用というのは私は非常に大切だと思っているのです。1年、3年、5年に渡るもの。これこそが道徳教育のスタートであって、残念ながら学校からの案内は年当初に心のノートを使ってくださいという、活用してくださいという1回だけありますので、ここにおもしろいアンケートがあります。ある学級の先生が子供たちを理解しようと思ってやったアンケートなのですけれども、好きな教科は。体育、図工、これは子供たち大好きです。嫌いな教

科は、算数、国語、これは当然です。好きな教科の3番目は道徳となっているのです。子供たちは、ビデオにおける社会のマナーを守るそのビデオとか先生のお話を聞いて、ああ、ためになった、楽しかったと感じているのです。こういう結果がございまして、学校としてはなかなか時間はとれなくても、それこそ私は学校だけがはじめの問題でなくて、やはり家庭の問題が大きいと思いますので、家庭も一緒にこういった問題に取り組みましょうという投げかけ、キャッチボールというのもぜひ今後はやっていただきたいなと思います。これは、要望して終わります。

続いて、災害なのですけれども、宮田議員からも言われました。これどこに目線を置くかといったら、当然市民の安全を守るための計画でございまして。ハザードマップ見て、結構すばらしいものではありますが、うちの町内だとか私の知人にいろいろと聞いてみました。どこに逃げる。それは学校だよと言います。どうやって逃げる。それは当然車で逃げる。やはりいいものができても、住民に周知徹底されていなければ、本当にあした起こったときに今名寄の住民は非常に逃げ場所失います。みんな車でいきます。こういった現実をもう少し周知ということを実際にとらえていただいてやっていただきたい。そして、言葉をなぜわかりやすくと言うか、避難勧告と避難指示、どっちが重いですかと言ったら、みんな避難勧告が重いと言うのです。これは避難指示ですよ。私どもが見てわかるのであって、避難指示が出ました、逃げないのです、みんな。今回11月15日ですか、択捉沖の地震ありました。そうしたら、オホーツク海側全域に避難勧告、避難指示が出ました。稚内は避難指示です。ですけれども、実際それに従ったというのは根室市は1%、多いところは30%、あれで本当の高波来ていたら全滅です。それほどこの災害というのは住民にいかにも理解してもらおうか。だから、私が言うピクトグラムもいつか名寄高校の前にこんな看板があったよという、

いつ起こるかかわからない災害で目にしておくということがいかに大切かなのです。起きたときにどう対処するのかが名寄市が安心、安全で取り組んできたかという評価になりますので、私も本当に今度の択捉の地震での避難指示、避難勧告には非常に驚いております。やはり目に訴える、これは非常に大切なことになりますので、よろしく願いします。

これ西小学校の通学路安全マップです。不審者、ハチ、車、雪のある危ない場所、全部絵記号、絵の記号でできています。こういうマップとか、部長が言いました小冊子をつくる、これは大人を基準にしてはだめなのです。やっぱり子供とお年寄りが見てもわかる冊子で、それが活用できるものでなくてはならないので、それをすばらしいものをつくっていただくように要望をしておきたいと思っております。

それと、防災計画なのですけれども、私の17年3月の議会において特にこの冬の災害、これはここで起きたら大変なことになるよということで訴えて、ストーブであるとか、そういったことも非常に確保の現状が今難しいと言われました。調査して、防災計画に反映していくという御答弁をいただきましたので、今回の防災計画には特に大変な冬の対策、どのように盛り込まれていく予定なのかお知らせください。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきますけれども、大変厳しい御質問でありまして、本当にその備蓄というのは非常に大事なことというのは十分認識をしております。17年の議会のときにも備蓄に向けてはしっかりとというか、考え方を示させていただいておりますけれども、今回防災計画の中でもその対応方法についてもしっかりとというふうなことになってまいりますけれども、現在備蓄している部分については毛布を日赤の方からの対応の中でやっておりますけれども、これにつきましてはなかなかすぐにどれだけ

のものをどれだけ備蓄するかということいろいろあると思いますけれども、これにつきましてはその方策等についても計画の中でしっかり盛り込みまして、検討させてください。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） 最後にもう一度、ハザードマップ、これからできます小冊子、やっぱり実情に応じて見直しをしていくことも大切でありますし、住民に避難経路など日ごろから周知徹底していくことをさらに強く求めておきたいと思えます。

それでは次、自主財源の考え方なのですが、これだけ少しずつやるのはやはりどこの地方自治体も財政が大変だということで、自主財源として有料広告を導入するということがふえて、名寄市も今後さらに検討していくということでございますが、市長としてこの自主財源の広告に対する考え方がございましたら、一言お願いします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 市民の皆さんに月1回の広報でいろいろな行政の取り組み等について周知を図っているわけでございます。また、さらには予算、決算で予算の使い方、あるいは決算ではこのような年間事業をやりましたということ周知を図っております。私ども庁議等で市民の皆さんにより理解を深める方法として、最近はホームページ等における情報開示というものもありますけれども、やはり最大各世帯に行き渡るのは市の広報というふうに認識をしております。そこで、市の広報の中で、場合によってはもっと市民に理解を深めるためにはページ数をふやしていくという、こういう発想が予算の規制がありますので、なかなか増ページできないというきらいがありまして、こうした特集号的なものについては一定の基準、規制をかける中で、広告等も取り入れていってはいいいのではないかと、こういう議論を今させていただいておりまして、ぜひ19年度にそうしたもの

を試行的に取り上げていきたいと。財源の確保という一面もありますけれども、やはりそのことが市民の皆さんの広報に少しでもわかりやすく、しかも全戸に行き渡るといふことの利点を追求していきたいと、こんなふう考えております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） ぜひ積極的に取り組みを継続していただければと思います。

4点目の駐車場の関係ですけれども、市立病院の駐車場として、外来の方々の駐車場が本当になり、でもそれは前々から言われていたことですから。その確保をただ短絡的にその近くに公園があるから、では駐車場にしようという発想がおかしいと思うのです。これは、だから部長にお聞きしたいのは、公園という立場のもの、市のものですよね。私どもはずっと利雪・親雪やってきましたから、その利雪・親雪、逆に言えば私危惧しているのはやはりそれが雪捨て場になることなのです。どこの町内も、うちの町内でも重機で持ってきてやる人がいる。それをだから町内会のそれが本当の要望であったら、それも仕方ないというような考え方なのですか。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） お答えいたします。

端的な御質問でございますけれども、そういうような利用につきましては地域の皆さんの合意もいただかなければいけないと思っております。いわゆるママさんダンプで雪をはねて寄せてくるというような利用の仕方は、公園の冬利用の一つのあり方として今後はあってもよろしいのではないかと。ただ、大きな重機でどンドン持ってくると、そういうことについては少し慎重に、地域の皆さんの合意も必要だし、市の条例もありますので、研究をさせていただきたいと、そういうことでございます。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） もう一度再確認します

けれども、まず第1点目、これは今シーズンだけなのか。そしてまた、ほかの町内会でも駐車場利用が要望されれば、その物によっては許可が出るのか。やはりこの公園というのは、だから重機が入って除排雪をするということは、土はかたくなるし、雪解けは遅くなる。公園というのは、いち早く子供たちを雪から解放して、遊ばせてやる場所だと私は思っているのです。あそこはまして南保育所というのがあります。保育所の子供たちの遊び場なのです。そここのところをどうとらえているのかちょっともう一度お考えを伺うのと、これは私は何となく職員の駐車場かなと思っていたら、今の部長の答弁では外来の患者さんもというようなことで、そうなりますとやはり周知というか、この駐車場利用としての決まり事であるとかきちりしていかないと、夜中置きっ放しにされたら大変ですし、また公費をかけて除排雪するわけですから、一部の人たちの駐車場になったら困るというような考えもありますので、そうなるとう十分な検討が要ると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 公園の利用につきましては、市の条例で言えば名寄市都市公園条例で使用の範囲が定められているのですけれども、花園公園、今お話し冬の駐車場利用につきましては、名寄の冬を楽しく暮らす条例の市の責務として記載をさせていただいておりますのは、冬の快適な生活空間の確保という冬条例にも記載があるわけでございまして、その趣旨も検討の範囲に含めまして、発想の視点を変えまして、試行的にモデル的にぜひ使用をして、そしてその後の状況等を検証させていただきたいと、そんなふうに思っているのです。そこで、基本はあくまでも公園機能いろいろあります。議員おっしゃるように子供たちが雪山をつくって遊ぶ、あるいは地域交流の場であると。そして、お話にありますように災害時の避難場所等の公園の各種の機能がありますので、基本的にはあくまでもその公園機能を残し

ながら、市民の皆さんの利用勝手がよい有効利用をしていきたいと、そういうようなことが大前提でございまして、それを踏まえての今回の試行的、モデル的の検討ということでございまして、少し条例上は使用に現在の方向では無理があるということは承知をしておりますけれども、視点はそのような視点ということでございまして、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） 私も趣旨は十分理解できます、駐車場。しかし、その条例に反するというのは……だからやはりこういうのは前々から市立病院の周りは駐車場がないということが検討課題に上がっていたわけですから、短絡的に市民にとられることなく、やはり今後はこのようなことがないよう、そしてこれをきっかけとして公園利用がその地域の住民が望めばこうできてしまうよというようなことにならないような歯どめも必要だと思えますので、ことし初めてのことなので、そして特に利用者への周知をさらに徹底して、トラブルがないよう要望して終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で岩木正文議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成19年度予算編成について外1件を、木戸口真議員。

○9番（木戸口 真議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順によって一般質問をしたいと思えます。

私は、今定例会で島市長に2件質問いたしたいと思えます。まず最初に、平成19年度予算編成について。新名寄市がスタートして早いもので7カ月が過ぎ、互いの歴史、文化、風土を受け継ぎ、

新しい発展を求めての合併でありました。しかし、現状は少子高齢化の進行や国、地方における危機的財政状況などさまざまな問題を抱え、基礎的自治体を取り巻く状況は大変厳しく、合併による合併効果は即効果として見えない状況にあります。合併初年度の平成18年度会計決算状況は、約8億円弱の基金繰り入れによる予算編成でしたが、今後とも厳しい状況に変わりはないと思うものです。一部特別会計にも不安要素もありますが、年度末の決算見通しはどのように推計されるのかをお伺いいたします。

次に、今年度決算をベースに、平成19年度予算編成が今月から各課から積み上げられて行われると思うが、短大の4大化による大学支援、市立病院の繰出金、財政支援など、名寄市の財政に大きく負担となるものと思うものです。知恵と英知を持って予算編成に取り組んでいただきたいと考えるものであります。このことから、平成19年度の予算方針についての考え、予算規模はどれぐらいと考えておられるのか、考え方を伺います。

次に、9月より新名寄市の総合計画の策定審議会が発足し、100名に及ぶ委員により各部会で審議され、名寄市第1次総合計画の基本構想が提示されました。主要施策45項目、主要事業133項目が掲げられましたが、平成19年度予算との整合性について、事業費の調整は、財政との整合性は、基金の活用は、以上4点について考え方を伺います。

次に、2点目、名寄市の街路灯、防犯灯の今後について。名寄市の街路灯、防犯灯のことについて伺います。合併協議の中でも電気料、修繕費の名寄地区、風連地区の歴史の違いを調整できず、事務協議の中で名寄地区は現行で、風連地区は特例事業でそれぞれ現行での対応となりました。平成17年度各地区の電気料、修繕費の事業費、各住民1人当たりの負担、風連地区の住民負担の現状をお伺いいたします。

次に、1年が経過して、合併協定書では相違があるため合併後に調整し、再編するとありますが、この問題は大変難しいと考えるが、統一に向けての考え方を伺います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま木戸口議員の方から大きな項目で2点の御質問をいただきました。1点目の平成19年度予算編成については私の方から、2点目の街路灯、防犯灯の今後については建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、18年度の会計決算の推計状況についてお答えをさせていただきます。平成18年度新名寄市の一般会計当初予算は、市税、地方交付税が大きく減少しても、多様な行政需要にこたえるため歳入に見合って歳出を抑制することができず、基金8億3,400万円依存することになりました。一般会計の執行状況は、11月末現在歳入で58.5%、歳出は47.6%となっております。市立病院会計では、10月末現在病院事業収益で56.7%、同事業費用は55.5%となっており、年度末の収支差額はおおむね2億円の収入不足と考えております。一般会計の決算見込みにつきましては、旧名寄市では予算規模の2%、3億円程度の不用額が出るものと推計し、3月補正で1億5,000万円の減額を行い、決算剰余金は1億5,000万円ほど出ておりました。しかし、本年度の決算見込みについては、合併の影響で歳出執行の傾向分析が十分できていないこと、また特別交付税も12月分は合併支援分で前年度より9,300万円伸びましたが、3月交付分も含めた全体では減額が見込まれること、財源対策債調整分が余り見込めないことから、3月補正で財政調整基金の積み戻しは難しく、基金に7億6,000万円依存した上で、決算剰余金は1億円程度と考えております。基金繰入金を歳入に見込まなければ、単純差し引きで6億6,000万円の赤字決算になる

ことになります。

次に、19年度予算編成について5点ほどにわたっての御質問でありますけれども、一括して答弁をさせていただきます。昨日の野々村議員の御質問にもお答えをいたしましたけれども、旧両市町の住民及び職員の融和促進と均衡ある発展を基本に、既得権や既成概念にとらわれず、合併特例債を有効活用して新しい名寄市の基礎を築く予算編成を考えております。現在新総合計画の策定作業と平成19年度予算要求が同時進行しており、要求額の点検、集計中であります。予算規模につきましては、過去の決算統計及び総合計画の議論経過を踏まえて、おおむね190億円と考えております。総合計画と予算の整合性について、従来から総合計画に記載された事業のうち、普通建設事業は予算計上を前提に事業規模等の調整を行い、ソフト事業は制度の仕組みや他市町村の実施状況も検証して、最終的には市長査定で決定しております。

事業費の調整及び財政との整合性につきましては、地方財政対策が12月中旬に公表されることから、12月中に経常的経費を中心に財政課長査定を行い、多額な経費を要する臨時的経費及び政策的経費につきましては1月に助役査定、市長査定を行って調整する予定になっております。

基金については、慢性的な歳入不足の中で財源調整的に使うことのできる基金は限られております。また、老朽化した公共施設の維持補修等の事業も山積しており、19年度予算編成で使い果たす事態になることも想定しております。予算の具体的な内容については、予算原案で明らかにさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 2項目の名寄市の街路灯、防犯灯の今後について、2点について御質問いただいておりますので、一括してお答えをさせていただきます。

まず、1点目の平成17年度における事業費についてであります。名寄地区の場合全額市の負担でございます。電気料が2,378万4,000円、修繕料が142万円となっております。一方、風連地区では電気料が521万7,000円、修繕料が32万8,000円となっております。風連地区の住民負担の関係でございますが、市街地区の街路灯につきましては町内会にあります街路灯数によって違いがありますが、平均1戸当たり2,000円程度で、防犯灯は平均で1戸当たり200円の負担とそれぞれなっております。

次に、2点目の統一に向けての考え方でございますが、御承知のように街路灯につきましては、風連地区では昭和39年に市街地区の街路灯の維持管理を通じて明るい地域づくりに寄与することを目的に、市街地街路灯管理組合が設立をされております。これを機に街路灯の電気料の一部を地域住民から負担をいただきながら、組合の協力をいただいて街路灯の維持管理に努めているところでございます。また、防犯灯も同様でございます。防犯灯を維持管理する行政区に対し補助金の交付をさせていただきながら、防犯灯の維持管理をしていただいております。合併に際しましては、旧名寄市では地域住民の負担がなく、旧風連町との間に相違があることから、特例区事業として取り扱うことといたしまして、合併協定書の中では街路灯の設置基準及び電気料の負担、修繕料の取り扱いについて合併後に調整をして再編をすると、そのようにさせていただいているものでございます。

御質問の統一に向けての考え方でございますが、長年旧風連町で培ってきたものを大切にしたい、その気持ちもありますし、今後どういう形で一本化するのが望ましいのか等を十分検討をいたしながら、関係者と協議をしてみたいと、このように考えておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） ただいまそれぞれ答弁をいただきました。順序逆になるのですけれども、名寄市の街路灯、防犯灯の今後についてから質疑をさせていただきたいと思います。

ただいま建設水道部長の方から御答弁あったわけですが、街路灯、また防犯灯については大変難しい問題かと思えますし、私今定例会で名寄地区と風連地区の違いをまずは明らかにして、論議の対象にさせていただければと思ひ、発言をしたわけでございます。

それで、名寄地区の電気料、修繕料は合わせますと大体2,500万円、全額市の負担と。それで、風連地区においても合わせると大体550万円ぐらい。大体事業費見ますと、人口率ですか、人口率の5倍に匹敵する額かなと考えております。そこでまず、もうちょっと詳しく聞きたいのですけれども、それぞれ、それぞれと言っても補助しているかしていないか違うのですけれども、まず名寄地区、風連地区の街路灯と防犯灯の設置状況、それと設置に対する状況も違うと思うのですけれども、その辺もお知らせ願いたいことと、風連地区の補助率と、先ほど事業費出ましたので、補助率と助成額、市がどのぐらい助成しているかの額をお示ししていただきたいのと、名寄地区も10年ほど前までは住民負担があったと聞くところですが、その住民負担がなくなった経過お知らせ願いたいと思います。

それと、今風連地区の経過もお知らせ願ったわけですが、39年に市街地区の街路灯に対して明るい地域づくりに寄与するという目的で市街地の街路灯管理組合ができたということだったので、このできた経過もうちょっと詳しく教えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 補助をそれぞれさせていただいておりますけれども、名寄市の場

合は街路灯等の設置、修繕料、それから電気料、すべて公費の負担ということでございますので、御理解いただきたいと思います。風連の地区でございますけれども、電気料、17年度の場合は先ほど述べさせていただきましたけれども、521万7,000円ということで、その内訳でございます。街路灯が449万4,000円、防犯灯が72万3,000円ということでございます。これは電気料の内訳ということでございまして、風連地区の修繕料の内訳、これは先ほど述べさせていただきました32万8,000円でございます。そのうちの内訳が街路灯分が28万8,000円、防犯灯が4万円ということになっております。

それぞれの補助率の状況でございますけれども、街路灯につきましては前年度の電気料決算額の4分の3、これを基本として予算の範囲内で補助をさせていただいているということでございまして、平成18年度の補助率につきましては52.5%になっているものでございます。また、防犯灯につきましては、設置費につきましては10分の9以内で補助をさせていただいておりますし、移転費、修繕費につきましては10分の8以内、さらに電気料につきましても10分の8以内とそれぞれ補助をさせていただいております。その電気料、修繕料等の金額が先ほど述べさせていただきました内容ということになります。

それから、もう一点でございますけれども、以前に名寄市でも住民負担があったわけですが、その経過についての御質問でございます。平成9年度以前につきましては、名寄市におきましても組合が組織をされておりまして、市民の皆さんからも負担をいただいておりますけれども、街路灯組合が設置をした街路灯も公共的な役割を果たしていること、これが一つでございます。また、組合区域内で道路事業により設置をされた街路灯については、電気料を含む維持管理費が市の負担になっている、これは2点目でございます。これらの均衡を図るという、そういう必要性があっ

たという認識で、市民負担をなくした方がいいという議論がございまして、公費の負担というふうになったわけでございます。これが経過でございます。

なお、風連地区におきます街路灯組合の経過につきましては、助役の方から御答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 先ほど39年に組合が設立したということでお話あったわけですが、当時風連は非常に暗い状態というか、街路灯が少なく暗い町並みだったと思います。そこで、ズラン灯というか、そういうものを敷設しようではないかというようなことからこの組合ができて、そして住民の方からも応分の負担をもらいながら、管理組合ができてきたというふうに関与しているところでございます。その後ずっと含めて全般の街路灯の管理をしてきたということでございまして、合併当時の話をしますと相当の剰余金があったというようなことも含めて、今すぐにその解決策がないというようなことから、合併協議の中で風連は風連でしばらくの間いきましようというようなことで一つになれなかったというふうを考えております。今も街路灯組合等においても私は何度もお話をしながら、これからの方向性を出すために、そして名寄と一本化するためにその剰余金の処分の方法、それから今後のあり方等も含めて協議はしておりますが、まだ結論に達しておらないというのが今までの交渉してきた経過でございます。これも特例区がなくなるまでの間にその辺をきちっと煮詰めて、方向性を出していきたいという考え方に立っております。御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） ただいま答弁いただいたわけですが、名寄は平成9年以降市の負担になったと。それも公共的な役割だとか、そういったものを加味した中で市が負担ということ

になったそうですけれども、逆に風連町ではそういった今まで負担していたものを組合を通じてそういう負担をしていこうという形になったかと思うのですけれども、いろんな人にこの名寄の街路灯、防犯灯が市の負担になった経過聞きますと、かなり大きく論議をされた。その結果やはり市の負担でという話になっていったという話を聞いたことがございます。それで、合併協議の中で風連は従来負担をしていたよと、名寄は10年前からやめたよということで、なかなか事務事業の調整の中で統一できなかった。その大きな一つが今小室助役がおっしゃいましたように街路灯組合で積み上げていた基金があったという話も聞いております。しかし、市街地以外の地域では防犯灯ですよ。そういったところは別に基金があるわけでもないし、そういった中で蚊帳の外に入っているような気もするのです。やはりその街路灯組合で基金を持っている、それでなかなか調整できないという話もそれは私も一つわかりますけれども、やはりそのほかに農村部に行くとなら防犯灯で2割負担しているというのも現状です。その中でやはり統一に向けて調整していただきたいと思います。

それで、特例区で事業として持っているのは十分承知してはいますが、これは特例区事業ということでは5年なのですから、そういった認識ではないのですよ。私は、確かに5年の特例区の事業として考えておりますけれども、しかし合併協定書の中で合併後速やかに統一することを基本としておりますので、私はそういう考えを持っていますけれども、この辺についての見解をまずお伺いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 特例区の事業になって、5年ずっと引張るということではございません。ただ、いずれにしても組合がありますし、現在組合を通じていろいろ仕事をやっているということから、組合のやはり考え方が主な考え方に

なってくるのではないかというようなことから、話し合いは進めておりますということでございますし、そして実はことしについても組合の方とお話ししまして、今街路灯の整備を風連のまちの中でやっております。これは、まちづくり交付金の中で事業が進められております。これも今新たに街路灯がつくというようなことも含めて、組合と協議しながら220万円程度の拠出金をいただいたというふうな形で、御協力をいただいて進んでいる。今後においても街路灯の整備等については、市がやっていく部分であるのかなというふうに考えられるわけございまして、これらの組合の考え方がどのような方向でいくのかということを含めて話し合いを進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、来年については、少し窮屈だから上げてくれというような話もございまして。今まで財政上の問題からも4分の3を基本にしながら、そして70%を掛けて役場の方から補助という形で出していたというふうに、だんだん年々減ってきているのが現実でございますし、役場の方から行くお金がないものですから、剰余金も少なくなってきたというような現実ではございます。

いずれにしても、早い間に結論を出すように努力してまいりたいと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） 今助役のお話聞くと、間違っていたらあれですけども、いずれ市が肩がわりというか、市が中心になって負担をしていくというような解釈かなと思っていたんですけども、助役の意見聞きますと必ず街路灯組合ですか、実際にありますし、そこが中心になっているのはわかるんですけども、それで私が言いたいのは統一に向けて街路灯組合も中に入って調整するのは当然だと思いますけれども、まずは風連方式でいくのか、名寄方式で負担はないようにしていくのか、そして名寄地区の住民にまた再び住民

負担を求めていけるのかということかと思うのですけれども、やはり調整する、調整すると言っても、どこか目標を決めて、どうなのだということを進めていかないと、私はいつまでたっても論議は進まないかと思うのですけれども、これらについての考え方どうでしょうか。風連地区方向でいくのか、名寄地区に住民負担を求めて、解決を求めていくのか、この辺の見解というのは今難しい問題ですけども、この辺は今の助役の話聞くといずれは市の負担でというような、ふやしていくというような発言もされているのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 統一するわけですから、旧名寄市が風連の方と合わせてくるということも統一の一つの方法でございますし、また風連の方が名寄に合わせていくという方法も一つの方法でございます。今考えているのは、今現在名寄市が行っているような直営管理の形の方向性で進んでいきたいという考え方をしております。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） わかりました。ぜひともそういった方向に進むということで、合併の事務事業の関係でも、例えばさっきの水道事業も19年9月には、そして20年の春にはという、一応3年だったのですけれども、2年でそういう形が統一するというので見えていますので、この街路灯については合併協議の中でも早期に統一するということですので、そういった今助役が言われましたように市が負担をしていくという方向に進むということであれば、早期にそういった方向に進んでいただきたいと考えております。それでは、この質問については終わらせていただきたいと思っております。

次に、19年度の予算編成についてお聞きしたいと思っております。ただいま総務部長の方から御回答をいただいたわけですけども、19年度につきましては基金の取り崩し、当初8億4,000万円

か6,000万円かで、たまたま交付税が1億6,000万円でしたか、予定より、予定よりというか、多く入ったので、また基金に戻しているという状況かと思えますけれども、今聞きますとこういった基金を崩した中で最終的な年度末では1億円程度の剰余金が出るのでないかと。しかしながら、これは別に基金を取り崩しているの、実際的には赤字だということで、大変厳しいと。そして、今現在7カ月たって、執行率ほとんど病院関係も50を超えているという状況かなと思います。それで、厳しい中でぜひともこれから後半、少ない財源ですので、やはりそういったもので慎重に対応していただきたいと考えるものであります。

それと、もう一点、風連の小規模の企業、この方々が合併することによっていろんな制度が変わるといって、大変危惧していた部分も多かったかと思えます。そんな中で、私も合併前に一般質問の中でもそういった中小企業、また小規模事業所、そういったものの対応をぜひとも、合併して即制度が変わったからといってもなかなかそういった小さな業者はやはり対応できない部分があるということで、大変危惧して、また柿川前町長にもそういった面をぜひとも合併後に均衡ある発展をまずは求めていきたいというお話も私もしたわけですが、そうした中で小規模企業ですか、物品調達制度を、需用費関係、消耗品だとか燃料だとか修繕費、そういったものが制度上大分変わったかと思えます。風連では今まで大きな枠でとらえていたのですけれども、調整の中で大変厳しい制度になったかと私は考えております。それで、風連地区ではそのころで、昨年度で需用費の関係で大体2億5,000万円程度かなと思えますけれども、今ここで私風連で今どのぐらい企業に云々というわけではないのですけれども、そういった小規模企業に対する対応策というの、もう進められてきていたと思うのですけれども、そういった現状というのをお知らせ願えればと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

まず、1点目の18年度の決算について、大変厳しい状況だということをお答えさせていただきましたけれども、これまで旧名寄市におきましては当初予算を組むときにも財政調整基金というのを取り崩して調整財源にしておりまして、15年度、16年度の決算ではその基金の繰り入れしたものを積み戻しができました。しかし、17年度の決算でも、決算委員会でも御報告をさせていただいたように今回は基金を積み戻しができなくて、3億4,000万円程度の財政調整基金を調整せざるを得ないと。それで、実質単年度収支が2億5,700万円の赤字決算になりましたと。これは、17年度は旧風連町と旧名寄市のを合わせた部分での決算ということでもありますけれども、旧風連の決算の状況を見ましても15、16年度とそれぞれ大変厳しい基金の取り崩しをしている状況にあります。18年度決算においては、特別交付税が12月には若干ふえました。しかし、3月には思ったより、当初予定していたよりは厳しい特別交付税の状況になるのではないかと。それと、もう一つは、財源対策債調整分ということで、これまで普通建設事業等に使っていた補助残に対する財源対策債ということで、交付税算入は50%ということで大変有利な起債をこれまで可能な限り対応してきたのですけれども、これが少し厳しくなってきたということで、18年度決算は今話したとおり赤字の状況での決算になるだろうと、このように思っているところがございますので、なお一層厳しい中でも、まだ後半ありますので、より歳出の執行に当たってはしっかりと対応していきたいと、このように考えております。

それと、物品の調達等、工事等の関係で、合併に伴って事務事業の見直し等でどう変わったのかということとなるべく地元、風連地区は風連地区の業者さんというふうな御質問かなと、このよ

うに思って聞かせていただきましたけれども、これはこれまでもそうでありまして、地元で調達可能なものは地元で発注しようというふうなことは基本的にこれは考えていることございまして、今回合併に伴って事務事業の中でも燃料ですとか暖房燃料等につきましては、旧名寄市では石油業協同組合と契約をして、安定供給の部分から一定の価格単価でそれぞれの施設供給をしておりました。今回合併に伴って、名寄市と旧風連、旧風連の石油の関係の業者の方にも入っていただいて、それぞれ加入している業者の方からどこからでも購入をしていただけるというふうなことで取り組んでいるところでありまして、商社なり、業者さんの営業の努力の部分でもそれぞれあるのかなど、このように思っております。

さらに、物品の関係では指定物品を定めております。これまでは指定物品ですとか貯蔵物品ということでなっておりますけれども、貯蔵物品は廃止をして指定物品1カ所でございます、指定物品はそう多く今品目がないわけございまして、それらの区割りはしないで、これもどこからでも自由に購入できるということで、消耗品については自由にそれぞれ原課の方で対応して購入をするということでありまして、偏った形での発注ということはないということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） 18年度厳しいということで、厳しい状況の中でもぜひとも有効に予算を使っていただきたいと考えております。

それでは、地元の、地元というわけでないですけれども、今制度が変わった中でやはりそういった小規模の企業が対応するには私は時間もかかると思っておりますので、ぜひともそういった業者に指導していきなりして、今後とも続けていただきたいと考えるものであります。

それで、19年度の予算編成についてということで、19年度も大変厳しい状況には変わりはない

いと。それで、要素としても基金に頼る、基金取り崩しをしての対応での予算編成を強いられているということなのですけれども、それでも、きのうもそうなのですけれども、地域経済の拡大だという中でもやはりそういった投資的な事業もしていかなければならないという御発言もあったわけですが、そういった中でまず先ほど予算規模については一般会計190億円と出たわけですが、そういった厳しい中でそういった地域経済の確保をしなければならないというお話も出て、しかしながら既得権にとらわれず改革するものはしていくということだと思っておりますけれども、そういった意味で先ほど言われました地元雇用拡大、また地域経済の活性化ということも踏まえた中で、どのぐらいの範囲で基金を使って、また特例債や過疎債の流用もするかと思うのですが、新市計画では特例債や何か入れないで、たしか特例債を入れなくて普通建設事業ですか、普通建設事業費は22億円ぐらい見ていたかと思うのですが、それらについてどのようにして進めるのかちょっとお話ししていただければと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 普通建設事業の関係ということだと思いますけれども、現在基金の関係で申しますと現在残高が財政調整基金は5億1,362万6,000円ということになってございます。この財政調整基金の部分の5億1,300万円につきましては、既に旧名寄市で中期財政計画の中で大学の全学年がそろうまでということで、18、19、20と一定額の財政調整基金を繰り入れをして調整をするということでの一定財源の部分が19年度は3億5,000万円ございますから、それを差し引きますと約2億円ぐらいの財政調整基金しかないという状況であります。ですから、その財政調整基金を初め、野々村議員の方にもお答えをさせていただきましたけれども、さらに厳しい中で特定目的基金の部分でも年度を超えた部分での視野に入れなければならないような厳しい

財政の編成になるのかなということをお話をさせていただいたところでございます。

さらに、普通建設事業は、新市建設計画のときの財政シミュレーションでは確かに22億円ということで一定のシミュレーションしておりますけれども、これとてもそのときの財政の制度の中のシミュレーションということでもありますから、今日的な状況の中では先ほど申したように12月中旬なり、1月、または2月の中旬ということで、最終的には財政課長内簡という形で示される詳細が出なければ、歳入がどれだけ確保して、財源がどれだけ、特に大きなものは地方交付税が減るかという部分があります。それで、今総合計画との事業費の整合性の部分とあわせて財政計画を立てております。現在での財政シミュレーションをして、18日の議員協議会の中では総合計画の基本構想、基本計画の中での財政見通しといいたいでしょうか、中期財政計画を示させていただいて、議員協議会で議論をいただければと、このように思っております。

いずれにいたしましても、使える有利な起債は合併特例債の76億4,000万円と一定程度これまで使っております過疎債、これは年間5億円ということで道との協議の中での上限設定がありますから、これは5億円ということでもあります。しかし、過疎債は借りたお金が3年据え置きで12年償還ということでもあります。合併特例債は3年据え置きで20年償還でありますから、過疎債を借りるより合併特例債を借りていく方が償還圧が少なくなるのかなと、このように考えておりますから、それら事業費の事業と財源対策をどうするかということで22億円が25億円になったりすると思います。それと、国なり、道なりの補助事業がどれだけ取り組めるかによっても普通建設事業の総額が変わってくるのかなと思っておりますので、これとて最終の市長査定段階まででそれぞれ原課で対応している部分で補助事業がどのぐらい見込めるのか、それらによって25億円になる

か、30億円になるか、また前期計画の5年間の中で財源をどの事業にどうやるかということはこれから調整をしながらいかなければならないのかなと思っております。具体的にその基金をどこにどう使うかということについては、今後の事業と財源の対策の部分で予算編成の中でしっかり議論をしていくと、このようになるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） 本格的には今の段階では数字や何かはなかなか出ないというお話かなと思います。

それで、例えば来年の事業で重要施策として再開発事業、道の駅、またパワーアップ事業も中名寄地区ですか、どこかまた新しく追加になったというお話先ほどいただきまして、そういった中でやはりかなりの財源が必要になってくるのかなと思いますけれども、それでこれから有利債を使ってというお話でした。それで、ちょっと資料を見ますと地方債の18年度残高ですか、これ一般会計では220億円、特別会計全部入れると414億円という。地方債のその数字見ると、平成22年になるとかなりぐっと地方債の償還額が減るのかなというのが見えてくるわけです。それで、先ほど言っていましたように今後総合計画の中で有利債、合併特例債をできれば満度に使っていきいたいということかなとは思うのですが、ただ私どもがちょっと心配するのは、確かに有利債であっても、最終的には3割程度の手出しで終わるという部分もあるのかもしれませんが、確かに3年据え置きで、ちょうどこれでいうと22年になると地方債の残高が大分減りますので、そんな中で3年後にこういった特例債が入るとスムーズな支払いになって、それで地域の活性化にもというお話かと思うのですが、やはり住民は財政的なことを大変、私ももちろんそうですが、住民生活に必要な以上のものがあることに

よってサービス面や何か落ちてくるのが一番懸念されると思うのです。確かに地域の経済活性化は、私はこれは必要だと考えますけれども、でもやはり最終的に住民サービスに影響するようなことがないようにこれから総合計画の中でも取り組んでいただきたいと思いますので、その辺についてはどうなのでしょう。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 確かに地域活性化の観点と雇用の観点から予算編成の指示をいたしておりますから、これからは助役査定、市長査定の中でしっかりとそのことを受けて予算編成に当たりたいと、このように思っております。

それと、先ほどお話のありました有利な起債であっても借金ですということ、まさしくそのとおりでありまして、特例債等々を借りても33%強については負担になってくる、償還財源が必要になってくるわけですから、一般財源の歳入がどのくらい確保できるかと、一般財源の見合いの中で借金をどのくらいにしていくかという一つのしっかりとした方針のもとでお金を借りなければ、これはその年度だけいいというものではありませんでして、後世代に負の遺産を残さないような、しっかりとした財政計画に基づいた事業の選択等していかなければならないでしょうし、もちろん緊急性なり、必要性を十分勘案する中で19年度予算の執行に当たらなければならないと思います。

先ほど話のあった道の駅と市街地再開発事業については、これは継続事業という位置づけの中で19年度予算の中では普通建設事業の中で入ってくるということで御理解をいただければと思います。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） 最後になりましたけれども、全体に今厳しい中でも有利債を使ってというお話もありました。それで、きのうも継続事業の道の駅、再開発事業については継続であるの

で、見直し云々ではなくて継続事業として進めていくというお話も聞きました。それで、担当の課長さんともちょっといろいろとお話ししたのですが、担当の課長さんともちょっとお話ししたときに、うちの市長は今この継続事業をまず進めようという方針を持っていると。そして、課長って、ある課長さんでもいいのですが、それで名寄地区の住民からもどうなのだと、やっぱり名寄の重点となる事業がなかなか見えてこないというお話も聞こえる。でも、市長さんはそういった今の継続事業をまず取り進めて、そして名寄地区においてはインフラ整備ですか、そういったものを前期の中で、風連地区と名寄地区のかなり違いがありますので、そういったものを進めていきたいというお話しされていたのですが、私もその話聞いたとき、市長さんやはり今風連に対しての思いもあって、また名寄地区のインフラ整備もしていくという方向を出して、これを進めていくのかなと私は考えていたのですが、最後に市長さんのその思い、来年度に向けての思いをお聞かせ願って、終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 毎年2月、予算の査定という作業があるのですが、旧名寄市の時代はいつも財源がないままに予算が10億円くらいオーバーしていると。これを切るのが市長の仕事だと、こういう作業を続けております。来年はそういうことがないのかなというふうに期待をしながら、今数字を見ておりますけれども、依然として新市になっても状況は大きな変化はないと、こんなふうに思っております。

必ずしも継続事業と決めているものをそのまま予算化をするというスタンスは持っておりません。やはり1年時代が変化をすれば、その時代の変化に応じた内容を検証をしっかりとしたいというふうに思っております。しかし、一般住民の皆さんは、継続事業というのはもう既に走り出していて、そのことに対する期待というものも非常にあるわけ

でございますから、軌道修正をかけながらでもしっかりとやり抜いていくと、こういう考え方をしているところでございます。

当然平成19年度は総合計画の初年度ということで整合性を持たせなければならないと、こんなふうに思っておりますが、新型交付税、あるいは税収が住民税の方に所得税から移譲されて回ってくる部分がありますけれども、これらについては住民の皆さんはまた負担感を感じずと、こういう状況がございます。その分譲与税等で国からの交付の分が落ちるわけでございますから、私どもとしては市民の皆さん、納税者の皆さんとしっかりこれら増税感をどのように説明をしながら納税の意欲も含めて維持していくかと、19年はこういう重要な年だと、こんなふうに認識をしているところでございます。

総合計画の方につきましては、今鋭意作業中ということで、本議会が終了後、日程をつくっていただいておりますので、その中でまた協議をいただいで、しっかりとした事業の前期計画等についても御議論をいただければと、このように思っているところであります。

○議長（田中之繁議員） 以上で木戸口真議員の質問を終わります。

市民憲章策定の状況について外3件を、竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして4点について質問をいたしてまいります。

1点目は、市民憲章の制定についてでございますが、6月の定例議会で市民憲章の制定について質問をさせていただきました。この中で総務部長は、早期に市民委員会を設置をして、市民の総意で早急に制定をしたいと答弁がされました。既に6カ月が経過をいたしております。この12月の広報に意見の募集と題した折り込みが入っていましたが、この期限が12月20日というふうに記されておりました。住民が主体となった個性的なま

ちづくりへと転換するためには、市民の総意で、平和で健康で公平で心豊かで明るい未来を語る市民憲章を制定する必要があると私は考えています。現在有識者の方々に組織されようとしております市民憲章検討委員会の議論がされようとしておりますが、行政としてどのような憲章を考えているのか、また市民の意見をどのように憲章に反映させようとしているのかについてお知らせを願いたいというふうに思います。

2点目は、市の条例、規則についてでございますが、風連と合併となり、全条例が改正となりました。この中で、この規則に定めるもののほか必要な事項は、それぞれの長であります。長が定めるという条項が多くあるところであります。市長や主管の長が定めることができるものとして内規等があるというふうに思いますが、この内規で扱われているものはどのくらいあるのかについてまずお知らせを願いたいというふうに思います。

3点目は、給食センターにかかわる問題についてでございます。既に承知のように給食センターは来春統合がされるわけですが、結果として名寄への集約ということになるわけでございます。今日までそれぞれ給食会の中で問題点を整理しながら進められ、学校給食部会あるいは献立部会で議論をし、整理された内容について明らかにされております。給食費の単価やアレルギー対策は、名寄における給食費問題も含めて答申がマスコミを通して出されていますけれども、保温対策等については今回の補正で理解をしましたが、搬送のあり方についてどのような方法をとるのか。また、学校給食センター統合にかかわり、保護者アンケートが実施をされましたけれども、教育委員会としてどのようにかかわったのか、またアンケートの課題と活用はどのようになったのかお知らせを願いたいというふうに思います。

4点目は、子供たちを健やかに育てる環境改善についてでございます。連日のように不登校、子供同士のいじめ、体罰や虐待などが報道されている

と同時に、これらが原因での死亡も報道されています。政府は、教育の荒廃、学校で抱えているさまざまな問題について政府、文部科学省の管理統制的な教育政策や市場経済、資本の論理の徹底といった側面とはとらえずに、教師や子供たち自身や教育基本法自体に責任を転嫁をしようという流れになっています。現在家庭や地域における子育て力の低下、学校現場での余裕がないなども一つの要因として考えられます。教育基本法が悪いのかのように改悪へと進んでいますが、タウンミーティングでのやらせや税金のむだ遣いなど、子供たちにどのように説明をすればよいのでしょうか。元文化庁長官の三浦氏は、できないものはできないままでいい、エリート以外は実直な精神だけ持っていればいい、魚屋の息子が官僚になるようなことがあったら不幸になる、必要最低限の共通学力の上に個性的な学力をつくる時代で、標準化という悪平等をやめて、格差の大きな学習が可能な学校教育を考えるときであるというふうに言っています。この場で教育基本法について論じる気はありませんが、教育基本法を改正しても何一つ変わらないと私は考えています。子供たちへの強制、強要が増すばかりだと思います。私は、この地で心を病んでいる子供たちが多くいることに子供たちが健やかに育つための環境整備、環境改善が必要と考えているところであります。そこで、行政として単独でもできることが多くあるのではないかと思います。教育相談センターにおける適応指導教室とハートダイヤルの改善強化、また19年度より始まる特別支援教育についての現状と課題についてお知らせを願いたいというふうに思います。

以上、この場からの私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 竹中議員から大きな項目で4点にわたっての御質問をいただきました。1点目と2点目につきましては私の方から、3点目と4点目につきましては教育部長からの答弁と

なりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目の市民憲章の策定についてお答えをさせていただきます。6月の議会でもお答えをしたとおり、合併に際してこれまで両市町が有していた町民憲章、市民憲章については一たん廃止とし、新市で新たに策定することとしております。御質問にありましたように、策定に当たりましては市民の皆さんの意見をできるだけ聞き、新しい名寄市の市民の皆さんの目標となる市民憲章の策定が必要と考えております。現在広報なよろ、インターネット等を通じて市民の皆さんから新市への願いや思い、これからのまちづくりの目標、新市のイメージなどを言葉や文章など自由な形で寄せさせていただくよう募集中であります。締め切りは12月20日ということをごさいますして、寄せられた御意見についてまとめまして、12月22日に第1回市民憲章検討委員会を開催をさせていただきます。年度内に市民に親しみの持てる市民憲章を策定をしまいたいと、このように考えております。

次に、2点目の条例にかかわる内規についてお答えさせていただきます。条例や規則の中で、委任の形で市長等が別に定めるものの中には、その内容に応じて規則、訓令、告示の形で明示的に定められるものとそれらとは別に内部決裁処理として設ける内規的なものがございませぬ。ただ、別に定める形式としては、規則や訓令、告示の形をとることが基本であることに変わりはありません。その意味からは、全庁的に見ても内規の存在はごくごく少数であると認識しておりまして、正確に確認はしておりませぬ。内規とは、行政機関内部の内部的な規程のことでありまして、主として事務処理の基準や手続等について定めるものをいいませぬ。したがって、条例や規則の内容そのものにかかわる細目等や市民の権利、義務や利害関係等にかかわる事柄については内規扱いとすることは適当でございませぬ。その意味から、あくまでも行政内部の事務処理基準の範囲内にあるもの

についてのみ内規扱いとする考えをとっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私からは、合併にかかわって給食センターの課題についてと子供たちを健やかに育てるための環境整備についてお答えいたします。

給食センターの配送についてのお尋ねですが、名寄学校給食センターでは直営で2台の配送車を使い、また風連学校給食センターは委託方式で1台の配送車を使い、それぞれ配送員も含め2人から3人乗車し、給食を配送しております。現在配送員は、給食の配送のほかに食器の保管庫への出し入れ、調理器具の移動、食材の荷受けと運搬、残滓処理など、主に力を必要とする業務を行っており、風連学校給食センターではこれに加えてボイラー管理業務も行っております。学校給食は、大量調理ということで、調理後2時間以内に喫食することが文部科学省の通達で義務づけられておりますので、迅速に対応することが求められております。そのため給食センターを統合するに当たりまして、風連各小中学校への配送について試行運転を行ったところ、総キロ数が45キロメートルで、配送に要する時間は積みおろしの時間も入れ1時間10分程度が必要と見込まれますので、冬期間の安全運行を考慮し、学校の給食開始時間に十分間に合うよう、ゆとりを持って対処してまいりたいと考えております。

なお、当面配送業務は現在行っている直営と委託の2本立てで行う予定でございますが、配送方法についての検討を進めまして、コストいかによっては近い将来委託方式を積極的に考慮していきたいと、そのように考えております。

次に、保護者アンケートからの課題と活用についての御質問についてでございます。保護者アンケートにつきましては、統合に向け名寄、風連学校給食会合同理事会が協議を進める中で、学校関

係者や保護者等に統合の経緯や協議内容を知らせるだけではなく、統合後もよりよい学校給食を行うために保護者、教員からいろいろな意見、提言をいただくべきとの考えから行われたものでございます。アンケート調査は、教員、保護者2,482名を対象に行われましたが、回収は277名、回収率は11.2%でございました。限られた期間内での調査でございまして、回収率は低くなりましたが、風連地区では33.9%と関心の高さがうかがわれました。アンケートの回答では給食費の単価や未納問題、食育の推進等の意見もございましたが、一番多く寄せられたのは献立内容などおいしい給食に関する意見、提言でございました。課題解決のために設けられた二つの専門部会では、これらアンケートの意見等も十分参考にして、給食費については値上げをしない、未納防止に向けて学校、PTA、学校給食センターが一体となった対策委員会を設置し、未納防止の徹底を図る、また献立内容を工夫し、地場産品を積極的に取り入れた安全、安心でおいしい給食の提供や食に関する指導内容などを盛り込んだ献立表の作成等について具体的な答申を行い、それぞれの学校給食会では臨時総会を開催し、答申内容を承認したところでございます。統合後適切な時期に学校給食会と連携し、再度児童生徒、保護者等に対し給食に関するアンケートを行うなどして、栄養バランスに配慮したおいしい給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、大きな項目4の(1)の適応指導教室の現状についてお答えいたします。名寄市教育委員会は、保護者、学校及び関係機関などと連携のもと、不登校、引きこもり、あるいは虐待などの問題を抱える児童生徒が生活習慣を改善し、豊かな情操や社会性を涵養する中で学校へ復帰することを目的に、平成17年4月から適応指導教室を開設いたしております。これまでは、電話相談、ハートダイヤルとタイアップしながら、教育専門相談員が中心となり、軽スポーツ、学習指導や野外

活動などを行ってまいりましたが、旧学務課と青少年センターの相談窓口一元化を機に規程等の整備を行い、今年度からは教育相談センターの業務として行っているところでございます。

適応指導教室は、原則として土曜日、日曜日、祝祭日、長期休業日を除き月曜日から金曜日までの9時30分から15時まで開室しております。本年度上期の利用状況であります、小学生男子3名、中学生女子2名が在籍しております、102日間開室し、延べ通室人数385人で、1日平均3.8人の利用となっております。開室に当たりましては、女性児童センター内で専用の部屋を確保し、教室としております。しかし、小学生と中学生の利用者がいること、また個別の対応を必要とする利用者がいることなどから、専用教室のみでの対応は難しいときもあり、そのようなときは館内の利用予約のない部屋を使いながら、教育活動を行っております。こうした場合には専任指導員に加え、教育専門相談員や女性児童センターの指導員も動員しての対応となっております。専任指導員は、週4日の勤務となっておりますが、学校の長期休業日等の閉室日との振りかえや利用者のない午後等の時間帯の振りかえでのやりくりで平日は毎日の勤務体制をとっております。本年度は、在籍者数、通室率とも予想以上でございまして、対応する指導員の人的配置、利用者の活動する教室の確保等、また指導方法、内容につきまして今後子供の在籍する学校を交えてさらに検討を加え、より効果のある教室運営をしてまいりたい、そのように考えております。

次に、ハートダイヤルの現状についてでございます。名寄市教育委員会では、子供の悩みをいち早く見つけ、いち早く対応できるよう学校の内外を問わずきめ細やかな対応を行ってまいりました。学校外での対応は、主に今年度開設いたしました教育相談センターの業務として位置づけられているハートダイヤルと適応指導教室でございます。お尋ねのありましたハートダイヤルにつきまして

は、平成8年度に開設され、いじめ、不登校、引きこもり、その他さまざまな人間関係で悩む子供たちの問題解決に役立ってまいりました。ハートダイヤルの対応は、平日9時から17時までとなっており、土日、祝祭日は留守番電話にしております。また、ハートダイヤルの業務の一環としては面接相談等についても受け付けております。本年度4月から10月までの相談件数は、接触別では電話によるもの292件、来所面談225件、学校訪問28件、家庭訪問17件、移動相談7件、合計569件となっております。相談内容別では、素行、暴力についてが131件、不登校問題についてが122件、人間関係が74件、学力、進路についてが35件、発達障害についてが29件、いじめについては20件、家庭内の問題についてが18件、幼児子育てについてが8件となっております。その他市民相談、よろず相談的な対応も132件でございます。来信面談者別では、父母からの相談が193件、高校生からが98件、一般市民からは84件、ほかの機関からが58件、教師からが58件、中学生からが53件、知人からが13件、小学生からの相談は12件となっております。このような相談対応は、通常教育専門相談員が当たっておりますが、相談員は週4日勤務体制でございまして、休みとなる日やその他所用で不在となるときなどは青少年センターの職員などが相談を受け、専門相談員に引き継ぐ等の対応を行っております。

本年度上半期の相談総数は、既に昨年度の年間総数に匹敵するなど増加に転じていることから、今後は相談員の増員、あるいは民間ボランティアの協力を得るなど受け入れ態勢を整えるとともに、昨年度も124件、今年度もこれまで113件ございました市外からの相談の扱い方や本年度132件に上る市民相談、よろず相談的なケースの取り扱い、さらにはメールによる相談の受け付けなどについても検討を加えてまいりたいと考えております。また、相談員と学校との相互の訪問活動

を通しながら、学校と連絡をとり合うなど、今後
もさらに連携を密にし、子供たちの悩みを解決し
てまいりたいと考えております。

次に、特別支援教育実施に向けた課題について
お答えいたします。特別支援教育の推進につきま
しては、平成17年度に旧名寄市が地域指定を受
け実施しましたモデル事業の成果を踏まえつつ、
平成18年度におきましては旧風連町の5校を加
えて市内の全小中学校において校内委員会とコー
ディネーターを設置し、推進体制の整備を進めて
まいりました。具体的にはこれまでも行政報告な
どでお知らせしてまいりましたが、2回のコー
ディネーター連絡会議を開催し、制度のあり方など
について共通理解を深めてまいりました。また、
9月には各学校における実態調査を行うとともに、
10月9日には保護者や一般市民120名の参加
を得まして、NPO法人ことばを育てる親の会北
海道協議会主催の特別支援教育講座を後援するな
ど、校内外の研修会等の参加を促進して、特別支
援教育への理解の進化に努めてまいりました。こ
のように推進体制の一定の整備が図られたことと
校種間の接続や関係機関相互の連携強化など、地
域の支援ネットワーク構築に向けた足がかりが
つけられたことなどが成果として挙げられます。

また、課題といたしましては、一つには専門家
チームや巡回相談員の選任に当たって専門的知識
を有する人材に限られていること、二つには学校
現場では当該児童生徒の実態を的確に把握するた
めの検査を実施できる人材の育成が急務であるこ
と、三つには特別支援教育に対する保護者や地域
の方々の理解を深めていただくことなどが挙げ
られます。

専門家チームや巡回相談員につきましては、幸
いにも市立大学や市立総合病院の全面的なバック
アップのもと一定の人材の確保は図られていま
すが、限られた人材のため会議等の日程調整が非常
に困難な側面がございます。学校現場におきま
しては、今後とも校内外での研修会等への参加を通

じて全教職員の共通理解を深め、個々の特別支援
教育に対する資質の向上、スキルアップを図って
いくことが大切であり、人事異動に際しましても
特殊教育諸学校での専門的知識、経験を有する人
材の確保に引き続き努力してまいりたいと考えて
おります。さらに、保護者や市民の方々へは学校
だよりや市広報などを通じて特別支援教育に対す
る一層の啓蒙、啓発を図ってまいりたいと考えて
おります。また、平成19年度におきましては、
市立大学との連携のもとに（仮称）特別支援教育
研究推進実践学校を指定し、研究、実践に当たっ
ては学生をティーチングアシスタントとして取り
組みを進めることなども検討しております。いず
れにいたしましても、平成19年度におきまして
はこれらの成果と課題を踏まえ、特別支援教育の
一層の充実とスムーズな移行に努めてまいりたい
と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今それぞれ答弁をいた
だきましたけれども、最初に市民憲章の扱いにつ
いて、6月の定例会でも総務部長の方から同じよ
うに話が実はされたわけでありますけれども、一
つは現在市で行っている総計、中間の総計の説明
会を進めていますけれども、これとの関連や整合
性についてどのように考えているのかまずお聞か
せを願いたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 総合計画の中間報告
の地域説明会については、市民憲章についてのこ
とについては説明はさせていただいておりません。
しかし、総合計画で最も将来の10年間のまちづ
くりの基本になる基本構想の部分、5本の柱を立
てさせていただいております。その中で、名寄市
の将来のあるべき姿、基本の構想の中で5点ほど
ありますから、それらについてお話をさせていただ
いているところであります。特に市民憲章につ
いてのお話はさせていただいておりません。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 別に市民憲章の中身について今回の説明会の中で、住民説明会の中でしてほしいということではなくて、総計と市民憲章のかかわりがどうなのか。今5本の柱を中心にしてというふうに言われましたが、裏を返せばその5本の柱を中心にして市民憲章をつくるのかというふうに聞こえるわけです。そうすると、市民の声がどこに市民憲章の中に入っていくのかということが私は気になるわけで、そのことについてどのように進められるのか、あるいは進めようとしているのかお聞かせをお願いします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 本来であれば、もっと早くこの市民憲章を制定をしておく必要があったということで私は考えております。まさしく名寄市の市民として、これまでもあった5本の市民憲章、それに基づいて行政の執行についても市民の生活についてもそれが基本になるということで認識しておりますから、総合計画を策定と同時、またはその前に策定すべきだったという認識はしておりますけれども、今日になっておりますけれども、総合計画の基本構想をそれを受け継いで市民憲章にするのかということでもあります。決してそうではありません。広く市民の意見を今公募をしておりますから、それに基づいて新市の市民憲章をつくっていくということでもありますので、構想と市民憲章とは決してかけ離れたといいましょるか、遊離しているということの感じは私自身もしておりませんけれども、市民憲章は市民憲章、本来市民憲章があって、総合計画をつくっていくのが基本的な考えだったのだろうと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 市民憲章の話しても、卵にもなっていないものを余りここで議論をする気ありませんが、年度内ということですから、精いっぱい検討委員会の中で議論をしていた

だいて、よりよい市民憲章をつくっていただければというふうに思います。

二つ目に、条例にかかわる内規の問題であります。率直に言って、企業立地補助金のあり方について一部見直しがされたわけでありましてけれども、先ほど総務部長の答弁の中で内規の扱いはそれぞれ事務方や事務処理の扱いが中心であって、庁内問題ですというふうに答弁をされましたけれども、承知のように11月に広報に掲載をされた中小企業振興条例にかかわっての名寄で働こう奨励補助というのが載っておりました。これは、名寄市内の企業で、新卒者で1年以上働いたものについてということであるわけでありまして、中身的にいうと広報のあの1行だけ、最後の1行だけ読んでも、補助対象企業だとか業種が明確になっていないわけでありまして。私がいろいろあっちこっち行ってようやくわかったのが商工なのですが、そこへ行くと内規がありました。それが事務方の内規ではなくて、中身的にもう少し突っ込んだ内規になっていて、それが内規として扱われてよいのかどうなのかというふうに私はちょっと思ったわけでありまして。そこにはそれぞれ出されない企業や何かも載っておりましたけれども、どういうふうにしてその根拠が出たのかも率直に言ってわからないという状況にあって、私もある方に求められたのですが、非常に苦慮いたしました。状況的にはこういうふうになっているのだから、仕方がないからもらえないということで率直に言いましたけれども、しかしその中身も実は合併後何か見直されていないというふうにも聞いているところでありまして、あの内規は先ほど総務部長が言われた中身とは大幅に変わっていて、私は条例や規則の中に組み込むような内容ではないのかというふうに思うものですから、この質問をさせていただきましたけれども、再度答弁を求めます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 中小企業振興条例にかかわるものですから、私の方からお話をさせ

ていただきたいと思いますが、議員御案内のとおり、この条例につきましては中小企業振興条例というものがございまして、それに基づきまして施行規則というものを定めているわけでございます。その中に、15万円というふうな金額の表示がされているわけでございます。規則につきましては、その15万円に限って表示されているだけでございました。御案内のとおり、先ほど総務部長の方から御答弁さしてもらいましたように私どもの方での手続もあったのですが、経過につきましては省略させていただきますが、いずれにしても条例、規則、それに続きまして告示あるいは訓令というような、こういった手続があるのですが、それよりかさらに具体的に事務手続要綱を定める部分につきましては規程というふうにさせていただいております。したがって、規程部分につきましては、これは私どもの理解としては内規というふうな考え方なのですが、それ以上の部分につきましては市民の方々の目に触れるそういった例規集の中に告示も訓令も組み込まれると、表示されるということになるわけでございます。

今までのこの分につきましては、私どもの方で名寄で働こう奨励補助基準というふうな内規の部分で取り扱いをさせていただきました。この中で、抵触する部分につきましては年齢制限、これにつきましては明確にやっぱり皆さんの目に触れるような事柄について書くべきだと、活字として起こすべきだということが一つと、それから他市町から入ってきた場合についての制約、これにつきましても利害関係が絡むというようなことでございまして、これにつきましては今後条文の整理、内規ではなくしてしるべき要綱、要領、そういったたぐいの部分に表現をずらしまして、皆さん方の目に触れるような扱い方につきましても具体的な事柄につきまして細部について文章で表現して、手続改正をしたいというふうを考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今直すということなのですけれども、これは旧名寄市だけではなくて旧風連にもかかわる問題でありますから、早急に見直しをかけていただいて、明記をしていただきたいというふうに思います。

次に、給食センターの扱いであります。簡単に答弁できるかと思いますが、先ほど部長の方から配送について、搬送について45キロと、総数で45キロと。1時間10分、これは夏場の時間帯であろうというふうに思いますが、実は旧風連はこれまではピストン輸送という扱いでありまして、今度名寄で集約されることによって旧、旧というか、今使っている風連のセンターから見ると8キロから10キロ遠くなるということになります。そこで、聞くところによりますとこの搬送車が若干小さいということなのですが、それは旧風連はピストン輸送をやっていたから小さいの間にも間に合ったというふうに思うのですが、それではこのままでいくとピストン輸送ができない状況になるのですけれども、その配送車の扱い方についてどういうふうに進めたいのかちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 配送車の扱いなのですけれども、最初は私どももそういうふうな風連で持っている委託のものが少し短いというふうなことで、一度に搬送できないのではないかとというふうに聞いておりました。それで、名寄市内の搬送というか、風連地区でなくて名寄地区の方を受け持ってもらって、名寄学校給食センターで持っている搬送車を使って風連地区を搬送するというようなことも考えておりました。ところが、その後正確なことがわかりまして、長さについては現在名寄給食センターで持っている搬送車と全く同じというようなことを伺いました。ですから、現在どおり、ただピストン輸送はできなく、今回想定しているのはピストン輸送ではなく順に回るとい

うようなことを考えておりますけれども、現在各校におろす荷物を実際積めるのかどうかと、そういうような試行も今行っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 搬送のあり方については、まだ若干時間がありますから、それぞれ勉強していただいて、実際に回っていただいて、できなければ方法を変えていただくということでお願いを申し上げたいというふうに思います。

同じく学校給食にかかわって、先ほど部長の方から給食会で保護者アンケートを実施したということですが、本当に回収率が悪いというか、11.1%、風連が33.9%で、名寄が7.2%という状況で、非常に悪過ぎるなというふうに思いますが、このアンケートの実集約を見たときに、非常に中身がこの意見として出されているのが2名以上の意見を中心にしてというふうに出されていました。これが1名しかなかった意見がどのようになっているのか、どのくらいあるのか、あるいは答申にもそういったところが盛り込まれなくてもいいものだったのかどうなのか、そんなところをちょっとお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私の手元に集計結果がございます。残念ながら1名の方の意見については、ここには載せていないものですから、1名の方がどのような意見が出されているのか、この場ではちょっとお答えできないのですが、先ほども言いましたけれども、一番アンケートで回答が多かったのはバランスある給食を実施してほしいというのと人気メニューがなくならないようにしていただきたいという、給食の直接にかかわるような回答が多い状態でした。2番目には、地場産品を積極的に取り入れた新鮮な給食をやってほしいというようなこと、それから3番目には献立表に主な材料とか、それからこの材料が

体の働きにどう影響を与えるのかというような、そういうようなことを、食育だと思いますけれども、そういうようなことを書いていただきたい。それから、5番目では保温対策を実施して、十分気をつけていただきたい、こういうようなことが主な意見でございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 時間もありませんから、給食センターにかかわって最後の質問をさせていただきますが、実は答申出されたときの新聞報道によりますと、給食費の未納の扱いについて、先ほど答弁でいただきました。しかし、今言いましたアンケート調査の中で、これは給食会の方でやったのだらうと思いますが、同じように対策委員会設置をするというふうになってはいますが、その中で断固たる措置をとりたいというふうには印字がされているわけです。新聞報道はそういうふうになっていなくて、その断固たる措置というのはどういう措置を考えているのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私もその断固たる措置について具体的にどういうふうにとるかという話は聞いておりません。その決意のあらわれ、話の中では簡易裁判所に申し立てをするというような話もあったことから、そういうような断固たる措置というような言葉が入ったのではないかと思いますけれども、直接的にはその断固たる措置は、どういうことを意味するのかということとはちょっと聞いておりません。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 確かにアンケートは給食会でやったものですから、それは教育委員会に関係ないと言えば関係ないのかもしれませんが、しかし主管が教育委員会でありまして、このような文章が出ると、それは出る前に精査をするか、あるいは断固たる措置をとるといふのであれば、どういうことをやるのか、それはきちっとやってお

かないとだめではないのかと私は思っていますので、その辺の扱い方きちっとお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、教育相談センターの扱いについて、午前中に岩木議員の方からいじめの問題含めて質問がございました。ダブらないように質問していきたいというふうに思いますが、教育相談センターにおける相談件数先ほど出ましたけれども、実は現在の相談員、ハートダイヤルについては増員したいということも午前中そういう答弁がありました。総体的に教育相談センターの扱いとして、適応指導教室もあるわけでありますから、その辺の指導員の配置のあり方について今後どのように考えているのか若干お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 適応指導教室と、それからハートダイヤル、この二つ合わせて教育相談センターの機能を今果たしているわけでございます。ハートダイヤルの相談件数も先ほど部長の答弁のようにもう既に昨年並みの数に10月末現在でなっているということから、実際教育相談センターのうちのハートダイヤル主担当は1名と、それから適応指導教室も主担当は1名ということで振り分けておりますが、一つはハートダイヤルが非常に相談件数が多くなってきている。もう一つは、適応指導教室も予想以上に利用の子供たちが多いということから、なかなか1名体制では難しい部分があるということ、実はそのほかに児童に関する指導等にかかわる職員が3名、それから青少年センターでかかわっている職員が1名ございまして、この残りの4名につきましてはその都度仕事のやりくりをしながら対応していると。したがって、合計では約6名の職員が輪番制といいたいでしょうか、そういう中で対応しているというのが実際でございます。

しかし、特にハートダイヤルも適応指導教室も大変難しい部分がございます。一つは、適応指導

教室も担当者がかわると心の動きが少し変わるとか、こういう部分もございまして、ハートダイヤルも引き続き相談をしている方もいるわけでございまして、こういう人たちが電話に出る方がかわると、また継続した相談がしにくいとか、こういう部分も出ているということから、午前中の岩木議員とか、ただいまお答えしたようにやはりスタッフの強化も必要でないかと、こういうふうに考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今教育長の方からスタッフの強化というふうに言われましたけれども、中身的にこの数字を見ますと多種多様で、実は高校生も面談されている状況にもありますし、数字的に電話あるいは面談の相談で市外からの扱いが電話が75件、面談が38件あるわけでありまして、この数というのはパーセンテージでいうと非常に大きいです。電話が75件ということは25%、そして面談が38件ということは17%でありますから、そういった意味でいくと広域的な連携というのがとれないのかどうか。たしか昼前に旭川からもという話もちよっと聞いたような気がしますが、広域的な連携も含めて、きちっと教育委員会同士の連携を密にしていく、あるいはこういう相談センターの強化という意味で横へ広げていくということが私は必要だというふうに思いますが、そのことについてと、資料によると、今言いましたが、高校生の相談も上期で98件あるわけでありまして、どこの高校かは電話だけではわからないのもあるかもしれませんが、学校との連携、高校との連携がどのようにとれているのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 今お話しのとおり、ハートダイヤルの中には非常に多様な相談内容が含まれてございます。そういう中で、一般市民の例えばさまざまな相談、年金の相談だとか、あるいは家庭内暴力の相談だとか、そういうことまで含

まれていることと今お話しのように名寄市以外からもたくさん、教員なんかも結構な相談件数あるのですが、かなりの多くは市外でございます。名寄市内の教員ではなくて、市外の教員から相談があると、こういうことでございまして、これは私たちもどんどん、どんどんふえていく中で、一つは、課題として考えている問題なのでございますが、やはり実際に担当する方としては地域を聞いて、どこそこです、それでは名寄市では関係ございませんということにはやはりなりにくいと、そういうことから今お話ありましたように広域の相談体制というのをどう組んでいくか。これは、近隣市町村も含めて今後の大きな課題になってくるのではないかと、こう考えておりますので、このことはしっかり受けとめて、今後検討課題にしていかなければならないと、こう思っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今検討課題と言いましたけれども、実は町村では専門員がつくりづらいとか、あるいは少ない、あるいはコーディネーターが少ないということが実はそういう名寄に集中をするということに私はなっているような気がするのです。ですから、複数の指導員や専門員をつくるということがとりもなおさず子供たちのよい環境、心をつくっていく一つの中身に私はなっていくと思いますから、そういった意味で一つは指導者の複数の扱い、先ほど教育長が言いましたように相談者については何回も来る、同じ人にやっぱり相談したいというのがあったら、それは1人ではなくて2人、3人、4人とやっぱりつくらないと対応がし切れないというふうに思っていますし、先ほどの答弁でいきますと去年の倍ということにもなっていくようでありますから、そういった意味ではしっかりとこの扱いについて、次年度で増員を求めておきたいというふうに思いますし、もう一つは適応指導教室、先ほど若干手狭になって、手狭というか、複数でやる場合は教

室がなくなって、ほかのところという話もありましたけれども、実は女性児童センターいろいろ見ていくとサークルや同好会の活動が非常に多くて、44ぐらいいたしかあったというふうに私は記憶をしておりますが、そのほかに講座や教室もあるということでもありますから、あそこに大きくもう一つつくれということになりませんから、移設の問題も含めて、単独でできるそういうところを今後考えているのかどうか、それについてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいまお話ございましたそのとおりでございまして、適応指導教室もなかなか場所が苦慮しているのも実態でございます。といいますのは、場所としてはきちっと確保はされているのですが、子供によっては一人であれば学習活動ができないという、こういう子供もございまして、そういう子についてはやはり場所をほかに確保しなければなりません。そういうことから、手狭になることもあるということでございます。ただ、これはなかなか難しい問題でございまして、例えばでは適応指導教室のための場所をどこかにはっきりと確保するということが本当にその子たちのためにいいかどうかという議論もあるのでございます。例えば町中に適応指導教室、名前を何かつけて、レインボー教室とか看板をつけて、そこに来てくださいというとな本当に子供たちが来るのかなという、こんなこともございまして、その辺が一つのジレンマでございまして、そして、もう一つは、あの中何とか狭いけれども、みんなで分かち合っているのでしょうか、活用していく中で今後これから何かそういう場所をしっかりと教育委員会としても確保する方向でやはり検討していかなければならないと、こんなことを考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 確かにそれだけで一つの屋根をつくることによって問題も生じるのかも

しませんが、しかし現状それぞれ中学生、小学生と同じ部屋で、学習ができない、あるいは一人の方がいいということであれば、よりそういうところをやっぱり模索をしてつくっていくということも教育委員会の一つの仕事ではないかと私は思っていますので、このことについて早期に解決を求めておきたいというふうに思います。

次に、これも教育相談センターの扱いの問題では、父母懇談会が開催をされているというふうになっていますけれども、実は教育相談センター設置の際に運営委員会の設置もという話があったような気がするのですが、その設置の考え方についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ハートダイヤルのスタートと合わせまして、父母懇談会についても不登校などで悩む子供たち、それからその保護者の率直な交流を通しながら、自分たちの子供、児童生徒もいるわけでありまして、それを克服して学校へ復帰すると、こういうねらいで父母懇談会をずっと続けてきているところでございます。これは、毎月2回開催してございまして、少ないときは本当の二、三人の場合もございまして、多いときには親子合わせて十数名の人が来て、いろいろな交流を深めると、こういうことで、その中からこういう父母懇談会の中にも保護者会というのでしょうか、父母会という、こういうのをつくったらどうかという声があるということはお聞きしてございます。このことにつきまして教育委員会がつくるということで設置を決めるということではなくて、保護者の皆様方の意見も聞きながら、柔軟に対応していくのがいいのかなということで、現在のところはまだできておりません。しかし、それぞれ意向をしっかりと聞いて、つくりたいという皆さんの気持ちが強ければそういうのもつくりながら、またさらに父母懇談会の活動の内容を活発にしていければと、こう思っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 適応指導教室の関係で、実はこういうことをやってはどうなのかというふうにちょっと思ったものですから発言をさせていただきますが、たしか15年にサポートチームというのが編成をされていると思います。新聞で見たとところによると、20名ほど委嘱をされているようではありますが、この適応指導教室の中で、勉強も含めて教えるわけでありまして、そこでこのサポートチームの方にもお手伝いを願うということについて、そんなところも含めて考えられないのかどうか若干お聞かせを願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） サポートチームが本来立ち上がった趣旨は、名寄も一時大変な時期がございまして、こういういわゆる反社会的な非行問題とか、それからもう一つはハートダイヤルなどを中心にしてきた非社会的、不登校とか引きこもりとか、こういうことについて専門的にいろんな見解から指導を受ける、そういう目的でつくられたものでございます。そういう中で、今年度は合併後まだ正式に委嘱はしてございませんが、このことについても今のお話のとおりぜひ今後活用していけるような方策を考えてまいりたいと、こう思います。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） では、そういうことで両面で、専門職と、そしてサポートチームの両面でそれは次年度から考えていただければというふうに思います。

特別支援教育について、もう時間がありませんから最後にしますが、来年度から本格的になるわけでありまして、実はいろいろ学校の現場から若干の声を聞いているわけですが、コーディネーターのあり方、いわば単独ではありませんから、そういった意味でいくと学校における先生の業務というのもふえるという状況になっているわけですが、そこで先ほど言われ

た講演会に参加をして、全体で勉強していると言っていますが、全体で支えるという状況にはなっていないのではないのかと。今日までいろいろな施策をやってきていますが、そのことが万全な体制になっていないのではないのかと。あと何カ月もありませんが、その体制をきちっととるということを最後に求めて、答弁お願いを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

10分ほど休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時08分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

基幹産業の農業を育てるには外2件を、武田利昭議員。

○32番（武田利昭議員） さきに通告したとおり順次質問をしてみたいです。

初めに、基幹産業の農業を育てるには。先般の決算委員会で名寄の農業振興対策協議会の設立に関する課題、そして農業者の意向アンケート調査等で質問しました。この問題は、名寄市の基幹産業として将来の発展に重要な影響があると考えます。また、農業問題は世界的な食料問題として押さえていますので、その点も含んで質問しますので、どうかよろしく願いいたします。

初めに、後継者対策は抜本的な改革で。日本経済新聞の2030年の全道人口減少統計には104万人が減少する、名寄は2万1,040人、34%が減り、下川町は2,206人で51%、美深町では2,933人の51%が減ると市町村別の統計表に書いてありました。かかる視点で道北の農業経営を見ますと、後継者のいない農家はほぼ半数あり、実に厳しい状態であります。また、北海道農家戸数は2020年までに3万台が減少され、112万ヘクタールの耕地のうち約3割近くが放棄地となり、ペンペン草が生えると、そういう想

定している学者もいるわけです。それに伴って、新規就農者など農家後継者数の絶対数は足りないし、現状の後継者対策では農家戸数は到底維持できなくなり、農村は崩壊すると思いますが、このことについてどういう御見解があるかお伺いいたします。

2点目、地域農業の10年後の農家戸数と耕地面積のデータ整備を。少子高齢化が農家の後継者不在に拍車をかけ、農業を主力とする従事者は大幅に減少し、耕地を維持する農家の1戸当たりの面積も大きく変わっていくと思いますが、こうした点も想定して、農家戸数と耕地面積の比率など少なくとも10年ぐらいのデータは行政としてしっかり押さえていく必要があるのではないかと思います。この点についてお伺いいたします。

2点目、大規模機械化農業生産体制を。北海道は、全国を上回るスピードで進む少子高齢化時代であって、そうした意味ではこれまでの農業施策の概念を超えた大規模な農業生産基盤が取り入れられると思う。そのためには農業生産法人、株式会社、NPOなど、大規模機械化農業の参入を図るべきと考えます。このことがつまり21世紀型の地域農業の重要な振興策になると私は考えますが、こうした振興策を積極的に進めるつもりはあるかどうかお伺いしたいと思うのであります。

道の10年後の農産物の生産目標。この件については、道新に記載されておりました。道は、10年後の生産目標を策定し、米や畑作など農畜産物の2015年の生産努力目標をまとめ、安心、安全で生産履歴の透明性を売り物に現在17年度の牛肉を大幅にふやすほか、小麦、大豆も生産の拡大を図るとされております。国の食料自給率向上方針に伴い、道の自給率も熱量ベースでは50ポイント増しの242%の生産を図ることを目的に、肉用牛の飼育頭数は9万7,000頭ふやし21万5,000頭にする、乳用種は15万5,000頭をふやし47万3,000頭にふやす、2003年の7万1,000トンの牛肉生産量約2.5倍の17万

6,300トンにふやす目標を示しております。道内産の子牛の6割が道外に出荷されていますが、道内の肥育率は8割に上がっております。乳用牛は7万100頭ふやしまして93万7,000頭にして、生産乳量を95万2,000トンにふやして411万6,000トンにして、輸入のチーズを道産へ切りかえると、そういうぐあいに言っております。これに伴い、牧草、トウモロコシなど、飼料作物を増産するその目標として小麦は4万7,500トンふやして60万5,000トンにする、大豆は3万2,300トンふやして6万9,600トンとすると。また、パン用、豆腐用などの需要の高い品種の生産量をふやすということも書いてありました。また、果実のプルーン、ブルーベリーの増加、ブドウの大幅増しを見込む4,797トン増しの3万1,568トンふやすと。だが、道産米はほぼ横ばいの61万8,800トンとなっているようでございます。つまり21世紀型の国、道の農産物生産目標に名寄市としても協調して、10年後の目標生産体制を策定すべきであると、私はそういうぐあいに考えますが、これについての御見解も賜りたいと思うのであります。

3、農業振興政策を進めるには。過去の農業は、企業の参入をはねつけ、いろいろな規制で企業を締め出してきました。農業の拡大を減らすことにつながってきているのではないかという面もあります。けれども、時代は変わり、農産物の流通の大きな改革が迫っていると考えます。今までホクレン農業協同組合連合会が集荷、販売をほぼ独占的に進めてきましたが、このことは競争原理の働きを阻害する構図があるのではないかと、そういうぐあいに思います。外国産の野菜の安値に押されてしまうのではないのでしょうか。だから、地元生産者にはみずから競争にさらし、足腰を強めて、農業の新たな手法を進めていくべきだと思います。北海道でも名寄からこうした力強い進め方をやるという強い意思と実行力というか、これがこれからの農業振興政策、指導者として一番大事なもの

ではないかと思いますが、こちら辺についての御見解を賜りたいと思います。

以上、この場からの質問は終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま武田議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。私の方から順次お答えを申し上げたいというふうに思います。

初めに、大きい項目の基幹産業、農業を育てるには（1）番目の後継者対策は抜本的改革でというお尋ねでございます。北海道の農業は、豊かな自然と土地資源やすぐれた人材を生かした大規模で生産性の高い専門的な経営の展開により、我が国の食料の安定供給や国土、環境の保全など重要な役割を果たしてまいりました。しかし、担い手の減少や高齢化、食の安全、安心に対する高まり、さらにはWTO、FTA交渉の進展など、情勢は大きく変わってまいりました。こうした背景の中で、このままでは立ち行かないと国は食料・農業・農村基本計画を見直し、担い手の経営全体に着目した品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策、そして新しい米政策改革推進対策の改革の3本柱を打ち出してまいりました。これらの政策によって構造改革を進め、力強い農業、農村の実現と我が国食料の安定供給に果たす役割を担わなければならない、国、道の各般の施策を総合的、計画的に推進し、農家戸数は減っても名寄農業は維持、発展できるように努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、2点目でございますが、地域農業の10年後の農家戸数と耕地面積のデータ整備をというお尋ねでございます。名寄市の農家戸数は、年々高齢農家を中心に離農し、平成2年では1,362戸、平成12年では986戸、平成17年に至っては840戸となり、平成2年と平成17年で比較いたしますと15年間で38%、戸数に置きかえすと522戸が減少しています。今後においても

これまでの趨勢と現状における農業従事者の年齢構成や後継者不在の実態を考え踏まえるとき、この減少傾向は続くものというふうに考えております。

一方、耕地面積につきましては、平成2年では1万558ヘクタール、平成12年では9,972ヘクタール、平成17年では9,829ヘクタールと多少の減少傾向でありますけれども、おおむね1万ヘクタールで推移しております。今後におきましては、高齢化や後継者不足による離農が進む中で新たな農地造成は見込めず、現状程度で推移すると考えております。1戸当たりの農地面積では、平成2年で9.3ヘクタールが平成17年度では13.1ヘクタールと担い手に集積されておまして、特に10ヘクタールを超える階層が40%に及んでおります。

農家戸数や耕地面積のデータを整備すべきとの御提案でございますけれども、現在も農地台帳や農家台帳により一定程度整備をしておりますが、将来を見据えてはてしおがわ土地改良区が改良区エリアの農地情報システムの整備を進めており、改良区エリアの行政、農業委員会、JA、共済組合が農地情報システムの共有化ができることになっておりますので、これらを活用してデータ整備を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、大きい項目二つ目でございますが、大規模機械化導入による農業生産体制をというお尋ねでございます。新基本法制定以降農地法が改正され、農業生産法人の要件を満たせば、株式会社であれ農業参加が可能になりました。また、平成17年9月に農業経営基盤強化促進対策法の一部改正によりまして、耕作放棄地が相当程度存在する地域においては、農地の有効利用の観点から農業生産法人以外の株式会社もしくはNPO法人のリース方式による権利取得が可能になりました。道内におきましては、18年8月現在、農外企業の農業生産法人及び特定法人貸し付けによる参加状況につ

きましては85社で、建設業がおおむね半数を占めており、畑作、野菜、畜産の分野が多く、参入理由は雇用対策、次に事業拡大、あるいは新分野への進出であります。18年3月、農林水産省が調査をした新規参入した民間企業やNPOなどを対象としたアンケート調査では、黒字経営を実現している法人は134法人中7%にとどまっております。ほとんどが赤字経営であり、経営転換の検討が必要とした企業も4%となっており、農業経営の厳しい現実がございます。参入に関しましては、投機目的や経営不振による耕作放棄の懸念、さらに地域ぐるみで保全している農地や農業水利施設の管理の混乱も懸念されています。異業種参入につきましては、すべてを受け入れないわけではなく、地域農業との融合を基本に農業委員会やJAとも協議し、条件整備がかなうことを前提に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、(1)番目の道の10年後の農業生産目標をというお尋ねでございますが、安全、安心で良質な食料を消費者の理解が得られる価格で安定的に生産、提供できるよう生産性や品質向上に向けたクリーン農業や新たな技術の普及を推進いたし、地域の実情に即した生産基盤の計画的な整備を進め、需要に即した生産を促進してまいります。北海道では、平成18年に第3期の北海道農業農村振興計画を策定し、この中で生産努力目標として目標の平成27年度の作付面積、生産量を示しております。市といたしましても道の示した生産努力目標や地域の作付実態、品目横断的経営安定対策などを勘案し、現在策定中の新名寄市農業・農村振興計画の中に基幹作物、振興作物、重点作物などを区分して目標の作付面積、生産量を盛り込んでまいります。

次、大きい項目3番目でございます。農業振興策を進めるにはということのお尋ねでございます。北海道の農業は、気象条件などから土地利用型作物である水稲、小麦、バレイショ、てん菜などの

作物が圧倒的に多く、基本的にはそのほとんどが年一作の作物であり、政府干渉作物が中心でございます。これらの作物のうち米以外は輸入のウエートが高く、御案内のように平成16年度で食料自給率は40%、穀物自給に至っては28%にとどまっております。このことから、農業は国の政策によるところが極めて大きく、WTOやFTAの農業交渉のいかんによりましては北海道農業は大きな影響を受けることは間違いありません。特に今、日豪FTAによる北海道への影響につきましては、道の試算では牛肉、乳製品、小麦、砂糖の農業生産の減少で4,456億円、関連製造業では4,414億円、地域経済への影響では4,846億円、合わせて1兆3,716億円の減少、雇用への影響が4万7,000人と言われております。このことから国、道には北海道農業、農村への影響を考慮した例外措置を講ずることを明確にした対応を望んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

御質問の名寄から新たな視点での振興政策でございますけれども、新名寄市となり、現在総合計画及び農業・農村振興計画を策定しており、特にモチ米作付日本一、アスパラ作付北海道一というスケールメリットを生かした販売戦略などを計画に盛り込み、名寄農業の持続的発展につながるよう、生産者、JA、行政一体となって取り組んでまいりますので、御支援を賜りたいと思っております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 武田議員。

○32番（武田利昭議員） ありがとうございます。日豪のFTAの関税撤廃、これについて非常に北海道の打撃というのが1兆3,716億円、膨大な数字のあれがあると、それのおそれというような新聞出ていました。しかし、こうなのです。ガット・ウルグアイ・ラウンドもそうなのだけれども、そういう関税がかかって、北海道の農業は立たなくなる、そういうことで政府も道も行政も

びびったらだめだと思う。私は、そういう対外的に打ち勝つような、そういう施策をやはり持つべきだと。1兆円も金かけて、そんなに弁償するならば、その半分でも3分の1でもいいでしょう。それを政府がどんどん導入して、北海道の農業は少なくとも私の考えで60%の自主的に生産できるような、そういう体系をやはり整えるべきだと。現在は40%ぐらいしかありません。これでは北海道は農業王国なんて言えません。だから、もし国がそうであり、道がそうであるなら、地方からそれはだめだと、我々は農業を基幹産業として生かしてこれからやるのだと、対外的にも闘っていくのだと、そういう強い決意でもって私は臨むべきでないかなと、そういうぐあいに考える。これについての御見解賜りたいと思います。どうですか。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 武田議員から外国に立ち向かう名寄地区の農業ということで、大きな視点を持って前に進むべきだとおっしゃられておりますが、本当にそれに立ち向かうだけの勇気と地力、気候、お金の面と、こういったものが全部そろっていかなければ、なかなか外国に立ち向かうことは難しいのではないかとこのように思うわけでございます。確かに名寄市としても何とかここで生活できる農業をということで、持続性のある農業を貫いてまいりたいということで、作物についてもいろいろ多くの作物をやりながら、生活の防衛のために努力しているわけでございますが、もっと規模が大きくなってくると非常に難しい問題が出てくるのではないかと。例えばアメリカ等を見ますと、非常に土壌条件、気候条件、そういった条件がそろって、大きな機械で大きく耕作できる条件下にあると。しかしながら、この道北においては、土質、そして気候、春から秋へかけての期間が非常に短いわけでございまして、その間にどういうふうに作業効率よくやっていけるかという問題も外国に立ち向かうにはちょっとハンディが

あったのかなと、このように思っております。しかしながら、どんどん農家が減ってきますので、これは何とかしてでも荒廃地をなくするように、現況を守りながら、そして頑張ってもらいたいなと、このように思っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 武田議員。

○32番（武田利昭議員） みんなやめれ、やめれと言うから、あと1点だけ。

これからの農業は、担い手対策、担い手対策、これは北海道じゅうどこでもやっている。しかし、よく考えてみたら担い手になる人がいないのに担い手、担い手とどこでもやっている。一体これどうなるのだと。こんなことで農家の救済できないと思うのです。もっとさっき言ったようにやっぱり機動力なり、大型農業なりなんなり、今までのシステムとまるっきり違った新たな方向を打ち出さなかったら、地域の農業振興策にはならないと、私はそう思うのですけれども、市長、どうですか。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 先ほどから北海道農業、日本の農業を守るという見地で、新しい発想での政策転換を求めるという御発言でございます。私も名寄市合併をいたしまして、基幹産業のウエートが、農業のウエートがさらに高まったということで、経済部長の答弁にもありますように1万ヘクタールの農地を持つ自治体として、しっかりと持続性ある農政というふうに考えております。

しかし、今回のオーストラリアとの貿易の自由協定、これらについては農業の分野だけでやはり国は動いていないと、こういう状況があるわけでもございまして、いろいろな資源の輸入の問題、あるいは加工品の輸出の問題等も含めての国全体の経済の中で、場合によっては農政が犠牲になると、こういうところが多々あるのではないかと。問題は、国の中で自給率を高めていけば輸入問題というのははねつけられるわけですが、残念ながらカロリーベースで申し上げても非常に依存度が高い

と、こういうことであります。そのときに経済の流通の面では安いものを求めて日本の商社がまた諸外国に買い付けに出ると、こういう状況が続いているわけでもありますから、いかに国の政策として食料の自給率をどこまで目標を設定してやるかということに尽きると。このことが日本の農業を守っていけるということでもあります。平成19年度から品目横断ということで、農業者に対する所得の補償という新たな政策が展開されることとなります。しかし、これはすべての農業者が対象ということではありません。残念ながら線引きがあるわけでもございます。一定の規模、担い手ということでありまして、私は農業がやはり他の産業と比較をして優位性があるというそこまで条件整備をしないと、今は志の高い青年が新規参入ということで挑戦をしておりますけれども、本来はやはり農業者の家庭で育てて経験がある子弟が親の後を継いで農業をすると、このことが一番安定的な経営につながるわけでもございますが、この状況を現在の農業はしっかりと出していないと、このことが担い手ということで大変投資をしながら、名寄市におきましても条例整備等を図っての新規参入の呼び込みをしているという実態であろうと思います。しかし、名寄だけでこの農政が解決するものではありませんから、私どもも北海道の全体のグループの中で、農協は農業団体として、私どもは自治体の置かれている立場の中での農政の安定、持続的な経営ができる地域づくりのためにこれからも頑張っていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 武田議員。

○32番（武田利昭議員） どうもありがとうございます。以上をもって終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 以上で武田利昭議員の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれもちまして散会いたします。
大変御苦労さまでした。

散会 午後 3時40分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 野 本 征 清

署名議員 佐 藤 勝